

「食と緑の基本計画2020」

～食と緑が支える豊かな「あいち」をめざして～

平成28年3月

愛 知 県



食と緑とは

“食”と“緑”ということばが持つイメージは、人によってさまざまですが、「食と緑の基本計画2020」の中では、“食”は食べ物や食生活などを、“緑”は森林、農地及び木材や花など森林や農地で生産される物などを象徴することばとして使っています。

なお、海や川については、食料となる水産物を生産する場所であることから、“緑”の中に含めています。

また、“農林水産物”ということばは米や肉、魚などの一次産品だけでなく、一次産品を用いて生産される加工品も含めた表現として使っていますが、輸出の取組については、加工品が中心となっていますので、“農林水産物等”と表記しています。

食と緑が支える

豊かな「あいち」をめざして

愛知県は、740万を超える人口を有し、日本一を誇るモノづくり産業が集積する工業県であると同時に、農業産出額が全国上位に位置する有数の農業県であります。また、三河山間部を中心とした林業、伊勢湾・三河湾の豊かな漁場に支えられた水産業も盛んです。

しかしながら、農林漁業者の減少や高齢化など農林水産業を取り巻く環境は依然として厳しく、本県農林水産業の振興、パワーアップは待ったなしの状況となっております。

一方で、ICTの活用など他分野との連携による生産性向上の取組や、他産業で経験を積んだ若者の参入など、新たな動きも広がりつつあります。

こうしたことから、農林水産業と商工業がバランスよく発展しており、産地と大消費地が隣接しているという本県の強みを生かし、競争力のある農林水産業の展開や、身近な農林水産業への理解の促進、緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくりを進めていく必要があります。

「食と緑の基本計画2020」は、こうした課題に適切に対応するとともに、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の基本理念の実現に向けて、県が実施する施策の基本的な方針や目標などを取りまとめたものです。

今回の計画では、新たに、本県の強みや特長を生かした12のテーマを設定し、その実現に必要な各種の取組を「重点プロジェクト」としてパッケージ化し、関係機関と連携して効果的な施策の展開を図ることとしたところです。

県では、計画の達成に全力を挙げて取り組んでまいりますので、県民の皆様も、それぞれの立場で食と緑に関するさまざまな取組を積極的に進めていただきますようお願い申し上げます。

平成28年3月



愛知県知事
大村秀章

目次

第1章	はじめに	4
1	「食と緑の基本計画2020」の趣旨	4
2	基本計画の性格	6
3	基本計画の期間	6
第2章	食と緑の展望とめざす姿	7
1	2030年に向けた食と緑の展望	7
2	2020年にめざす姿	9
第3章	食と緑の現状と課題	11
1	競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保	11
2	農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践	13
3	自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり	14
第4章	施策体系と主な取組	15
1	競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保	16
(1)	あいちの強みを生かした技術による品質や生産性の向上	16
ア	幅広い分野の先端技術等を活用した技術の開発と普及	16
イ	幅広い需要に応える戦略的な品種の開発と普及	17
(2)	マーケットインの視点に立った生産・流通の改善と需要の拡大	19
ア	多様なニーズに対応した生産・流通面の改善	19
イ	県内外に向けた戦略的な需要の拡大	20
ウ	農林水産物等の輸出の促進	22
(3)	意欲ある人が活躍できる農業の実現	23
ア	多様な担い手の確保・育成	23
イ	優良農地の確保と集積・集約化の推進	25
ウ	農業生産基盤整備の推進	25
(4)	資源を生かす林業の実現	27
ア	木材の安定供給	27
イ	生産を担う人材の確保・育成	27
ウ	林業生産基盤の充実	28
(5)	持続可能で活力ある水産業の実現	29
ア	漁業生産基盤の機能強化	29
イ	持続的な漁業生産の確保	29
ウ	活力ある担い手の確保・育成	30
(6)	食品の安全・安心の確保と環境への配慮	31
ア	食品の安全・安心の確保に向けた取組の強化	31
イ	環境に配慮した取組の推進	33

2	農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践	34
(1)	農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進	34
ア	農林水産業への関心と理解を深める取組の推進	34
イ	幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供	36
(2)	食育の推進による健全な食生活の実践	37
ア	若い世代を中心とした生涯にわたる食育の推進	37
イ	食を通じた農林水産物や環境への理解と食文化の継承	38
3	自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり	39
(1)	災害に強く安全で快適な生活環境の確保	39
ア	農山漁村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進	39
イ	快適な生活環境の確保	40
(2)	森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮	41
ア	多面的機能を適切に発揮させる森林・農地・漁場の保全・整備の推進	41
イ	地域で取り組む森林・農地・漁場の保全活動の推進	43
(3)	農林水産業を核とした元気な地域づくり	44
ア	地域の特性を生かした農山漁村の活性化	44
イ	都市及び都市近郊における農業の振興	46
第5章	重点プロジェクト	47
1	次代の「やる気」応援！農業担い手プロジェクト	48
2	あいちの水田農業強化プロジェクト	49
3	あいちの施設園芸高度化プロジェクト	50
4	「花の王国あいち」パワーアッププロジェクト	51
5	あいちの畜産強化プロジェクト	52
6	あいちの森林資源を生かす林業プロジェクト	53
7	あいちの水産業を支える伊勢湾・三河湾の生産力強化プロジェクト	54
8	いいともあいち・ブランド力強化プロジェクト	55
9	直売所の交流&感動拠点化プロジェクト	56
10	農山漁村地域の防災・減災対策プロジェクト	57
11	緑豊かなあいちづくりプロジェクト	58
12	三河山間地域の賑わいづくりプロジェクト	59
第6章	施策に対応した数値目標	60
第7章	基本計画の達成に向けて	62
《参考資料》		63
	用語の解説、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」、「食と緑の基本計画推進会議」設置要領・構成員名簿	

○ 本文中の※印が付されたことばについては、冊子末尾の参考資料で“用語の解説”として五十音順に説明をしています。なお、同じページに、同じことばがある場合は、最初のことばにのみ※印を付けています。

第1章 はじめに

1 「食と緑の基本計画2020」の趣旨

私たちの暮らしは、農林水産業の適切な営みによってもたらされる安全で良質な食料等の供給と、森林、農地、海及び川が有する県土や自然環境の保全、水源のかん養、洪水の防止などの多面的機能^{*}によって支えられています。

これらの機能を一層発揮させ、安全で安心できる豊かな暮らしづくりを進めるため、愛知県は、平成16年4月に、「将来にわたって安全で良質な食料等の安定的な供給の確保並びにその適切な消費及び利用」、「森林等の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮による安全で良好な生活環境の確保」の2つを基本理念とする「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」（以下「食と緑の条例」という。）を施行しました。

この食と緑の条例に基づき、食と緑に関する施策の基本的な方針として平成17年2月に「食と緑の基本計画」を、さらに、平成23年5月に「食と緑の基本計画2015」を策定し、県民や関係団体、NPOなどとの連携により様々な取組を行ってきました。

これらの取組によって、ニーズに即した農林水産物の生産や加工・販売の取組が増加し、新規就業者の計画的な確保や生産基盤の整備、生産現場での環境への配慮や安全への対応が進みました。また、農林水産業への理解は徐々に広がり、多面的機能の維持や災害に強い生活環境の確保についても、着実に進展しました。

しかし、農林漁業者は依然として減少しており、その結果、農業では、一部の品目を除いて生産量も減少傾向にあるなど、本県の農林水産業は、必ずしも良い方向に向かっているわけではありません。

一方で、モノづくり県^{*}である本県の強みを生かした他分野の先端技術を用いた技術、例えば、施設園芸における高度な環境制御技術や水田作における効率的な作業システムなど、生産性を高める革新的な技術の導入の動きもみられます。

また、農林漁業者の減少や都市部への人口集中が進んだ結果、農林水産業を体験する機会が減少して食卓と生産現場の距離が拡大し、食や農林水産業に対する県民の理解の希薄化が進んでいます。その一方で、食品への異物の混入や食品表示の偽装など、食の安全性を脅かす事件や事故の発生により、食の安全や健康への関心は高まっています。

さらに、農林漁業者の減少に伴い、森林・農地・漁場の適切な管理が困難になってきており、それらが持つ自然環境の保全や洪水防止、水源かん養などの多面的機能が十分に発揮されなくなることが懸念されるとともに、東日本大震災を機に、農山漁村地域の強靱化に向け

た防災・減災対策への県民意識が一層高まっています。

加えて、日豪EPAなどの経済連携が進展する中、平成28年2月にTPP協定*が署名されるなど、グローバル化がさらに進むことで、輸入関税引き下げなどのメリットが見込まれる反面、一部の農林水産物では安価な輸入品の増加による国内生産への影響が懸念されており、早期に競争力の高い生産構造を構築していく必要があります。

「食と緑の基本計画2020」（以下「基本計画」という。）は、こうした状況を踏まえ、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりをめざして、県として、あるいは県が市町村、農林漁業者、農林水産業関係団体及び県民と連携を図りながら取り組む、食と緑に関する施策の基本的な方針として策定したものです。

食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例【抜粋】

（平成16年3月26日 愛知県条例第3号）

（基本理念）

第三条 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりは、次に掲げる事項が推進されることを基本理念として行われなければならない。

- 一 将来にわたって安全で良質な食料等の安定的な供給が確保され、かつ、その適切な消費及び利用が行われること。
- 二 将来にわたって森林等の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにより、安全で良好な県民の生活環境が確保されること。

（基本計画）

第七条 知事は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する基本的な計画を定めなければならない。

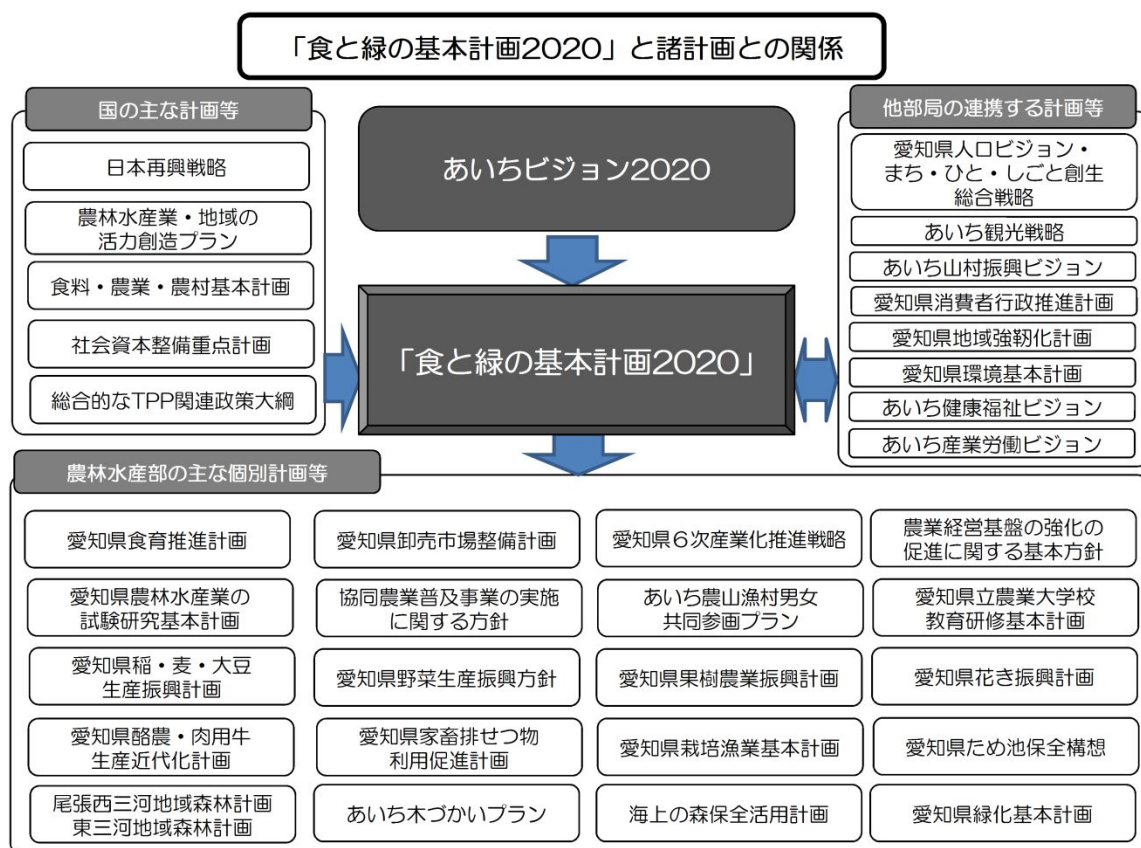
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する目標及び施策についての基本的な方針
 - 二 前号に掲げるもののほか、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

2 基本計画の性格

基本計画は、食と緑の条例第7条に基づいて知事が定める、食と緑に関する施策の基本的な方針として位置付けるものです。

また、食と緑が支える豊かな暮らしを実現するには、県だけでなく、同じ県土に生活する者として県民一人ひとりが身近な農林水産業を見つめ直し、積極的に関わっていく必要があります。そのため、この基本計画は、県民の自主的な取組の指針となることも期待するものです。

なお、基本計画は、リニア中央新幹線開業後の2030年（平成42年）頃を展望し、県の取り組むべき重要な戦略を明らかにした「あいちビジョン2020」（平成26年3月策定）の方向性に沿った計画であり、国の戦略、計画などを踏まえた計画です。また、この基本計画に基づいて農林水産分野の個別計画や方針を策定するとともに、推進にあたっては、他部局の主な計画などとの連携を図ります。



3 基本計画の期間

この基本計画の期間は、2016年度（平成28年度）からの5年間とし、2020年度（平成32年度）を目標年度とします。

なお、食と緑をめぐる情勢の変化に的確に対応し、効率的かつ効果的な施策を展開するため、基本計画の期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

第2章 食と緑の展望とめざす姿

1 2030年に向けた食と緑の展望

我が国の農林水産業は、農林漁業者の急激な減少やグローバル化の進展など、大きな転換点を迎えています。

また、本県においては、2027年度（平成39年度）に東京―名古屋間でリニア中央新幹線が開業し、これを契機に社会情勢の大きな変化が予想されます。

こうしたことを踏まえて、基本計画では、目標年度である2020年度（平成32年度）のさらに10年後の2030年度（平成42年度）に向けた食と緑の状況を展望します。

1 人口減少・高齢化等に伴う食市場の縮小や食の多様化

人口減少や少子・高齢化が一層進み、食市場が縮小するとともに、女性の社会進出、単身世帯の増加などにより中食^{*}や外食が増加するなど、食の外部化が進展し、ライフスタイルなどの変化に伴う食のサービス形態の多様化がさらに進展すると見込まれます。

2 グローバル化の進展

TPP協定^{*}をはじめとする経済連携の拡大などにより、食の分野においてもグローバル化が進展し、農林水産物等の輸出機会が増加する一方で、海外からの安価な農林水産物等の増加も予想され、生産の場面においては、より一層の低コスト化と高付加価値化が求められていくと考えられます。

3 農林漁業者の減少や高齢化と規模拡大のチャンス

食料供給を支える農林漁業者の減少や高齢化が一層進む一方で、意欲ある担い手にとっては、経営規模を拡大するチャンスが広がり、農業では法人経営が主体になっていくと考えられます。また、モノづくり産業からの退職者が増加することなどにより、定年帰農者の増加も進むと考えられます。

4 他分野の先端技術の導入拡大

ICT^{*}など他分野で開発・利用されている先端技術を農林水産業で応用する動きが始まっており、今後も他分野の先端技術の導入がより一層拡大していくと見込まれます。

5 産地間競争の激化と連携の進展

人口減少による国内の食市場の縮小に加えて、海外からの農林水産物等の輸入の増加が予想され、消費者の囲い込みなどによる産地間競争が激しくなると考えられる一方で、国内の産地が互いに連携して、輸入農林水産物に対抗する取組が進むと考えられます。

6 農林水産業や農山漁村に対する理解の希薄化

食の多様化が進む中で、食卓と農林水産物の生産現場との距離は一層拡大し、農林水産業と農山漁村に対する消費者の理解の希薄化がますます進行することが懸念される一方で、安全や安心への関心の高まりなどから、県産農林水産物の安定供給と多面的機能^{*}の十分な発揮への期待も高まっていくと考えられます。

7 災害リスクと環境リスクの増大

南海トラフ地震*をはじめとする巨大地震発生の可能性や気候変動の影響による豪雨の増加や台風の大型化などにより、災害発生のリスクがさらに増加するとともに、地球温暖化などの気候変動により、農作物の生産可能地域の変化や異常気象による大規模な不作の頻発などの環境リスクの増大も懸念されます。

8 森林・農地・漁場の持つ多面的機能の維持活動の停滞

農林漁業者の減少に伴う生産活動の停滞や集落機能の低下などによって、森林・農地・漁場の保全管理が滞り、洪水防止や水源かん養、生態系の維持や水質の浄化などの多面的機能*の発揮に支障が生じることが懸念されます。

9 「田園回帰」の動きの拡大

一部の農山漁村における若者の転入など、都市部に住む若者を中心に、農村への関心が高まり、新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」の動きが見られるようになっており、こうした動きは今後、一層拡大していくと見込まれます。



2 2020年にめざす姿

2030年に向けた食と緑の展望を踏まえ、食と緑の条例の基本理念を実現する視点から、2020年には次の三つの姿の実現をめざします。

また、めざす姿全体に対応した目標を「主要目標」として位置付けるとともに、基本計画の進捗状況を評価するため、第4章の「施策体系と主な取組」に掲げた施策項目ごとに、32の目標項目とそれに対応した36の目標数値を設定しました（第6章）。

【めざす姿】

1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保

本県の強みを生かした、生産現場の強化による高い生産性とマーケットインの視点に立った加工・販売面での取組強化により、競争力のある農林水産業を展開し、農林漁業者等が誇りを持って安全で良質な食料等を安定的に供給している姿の実現をめざします。

2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

多くの県民が身近な農林水産業や農山漁村の大切さを理解し、積極的に応援するとともに、健全な食生活を実践する暮らしの実現をめざします。

3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

災害に負けない強靱な県土づくりや地域全体での森林・農地・漁場の適切な管理などによる安全で良好な生活環境の確保と、都市と農山漁村の交流が進んだ元気な地域の実現をめざします。

主要目標

農林水産業県内総生産の全国シェア3.5%をめざします。
【現状3.2%（過去10年間の平均）】

主要目標について

解説

- 農林水産業総生産とは、農林水産業産出額から中間投入（原材料費、燃料費等の物的経費等）を差し引いたものであり、付加価値額に相当します。
- 本県の平成24年度の農林水産業総生産のうち、約9割を農業が占めています。
- 農林水産業県内総生産の全国シェアを3.2%から3.5%に上げることは、全国の農業産出額が変わらないと仮定すると、本県の産出額を約10%上げることに相当すると考えられます。
- 本県の平成26年の農業産出額は3,010億円であり、1位の北海道（約1.1兆円）、茨城県などの2番手グループ（約4,200～4,300億円）に次いで、宮崎県などの3番手グループ（約3,000～3,300億円）に位置しており、この3番手グループのトップになることをイメージしています。



第3章 食と緑の現状と課題

1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保

【現 状】

安全で良質な農林水産物の生産と供給は、農林水産業に期待される最も基本的な役割です。

本県は、この役割を将来にわたって安定的に発揮できる、持続力のある農林水産業を構築するため、関係機関と連携して、消費者ニーズに即した農林水産物の生産・加工・販売などに取り組みとともに、農林水産物等の輸出や担い手の育成、生産基盤の整備、生産性の向上などに取り組んできました。

本県が全国有数の農業県の地位を保っていること、県産木材の生産量が増加傾向にあること、水産業でも、あさりなど多くの魚種で全国上位の生産量を維持していることは、これらの取組の成果といえます。

しかし、全国と同様に、肥料、飼料などの生産資材の価格の高止まりなどが農林漁業者の経営を圧迫しており、就業者の減少・高齢化、優良な農地などの減少が続いています。その結果、農業では、キャベツなどの一部の品目を除いて生産量が減少し、産地としての維持が難しくなると推測される地域もあり、水産業では、漁業生産量は横ばいを維持しているものの、効率的かつ安定的な漁業経営体^{*}は減少しています。

また、食品への異物の混入や食品表示の偽装など、食に対する消費者の信頼を揺るがす事件や事故が引き続き発生しています。

一方、農業分野を中心に、ICT^{*}の活用など他分野との連携による生産性向上の取組や、気候変動に対応した新品種の開発が進むとともに、他産業で経験を積んだ若者の新規参入などが広がりつつあります。また、林業では、戦後に植栽された人工林が利用期を迎えるとともに、新規の木材需要が見込まれる大型製材工場などの整備が計画されています。

さらに、農林漁業者自らが、加工・販売などにも取り組む6次産業化^{*}の動きが進むとともに、外食や中食^{*}向けに野菜等の加工・業務用需要などが増加しています。加えて、東南アジア等では、経済発展や人口の増加により、食料需要が増加しています。

こうした中、平成28年2月にTPP参加国が協定に署名し、今後、一部の農林水産物では安価な輸入品の増加による国内生産への影響が懸念されています。

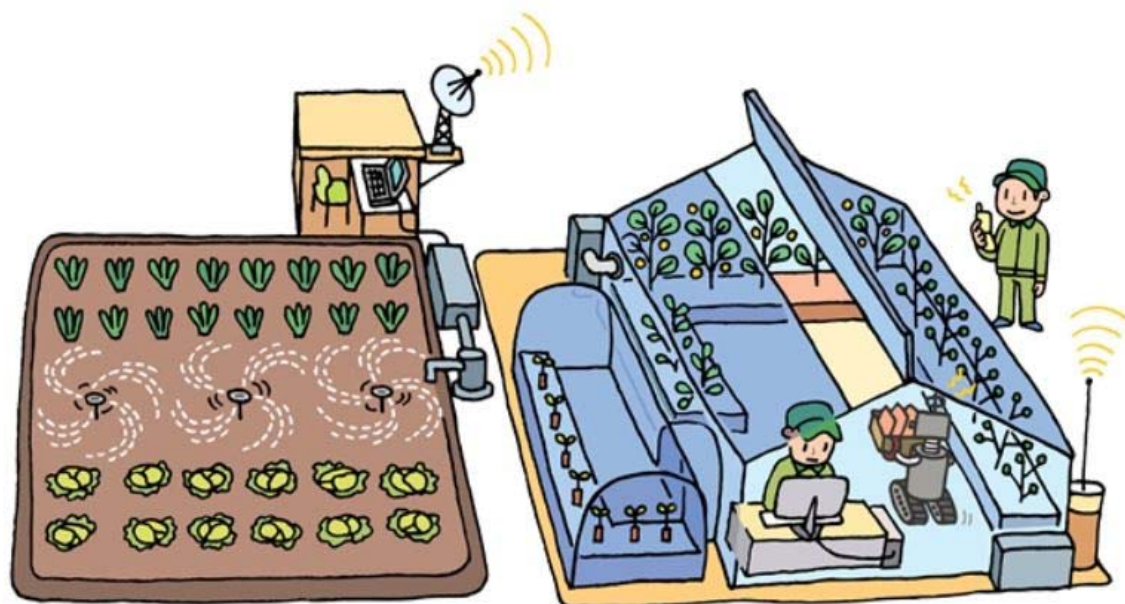
【課 題】

これまでも、生産コストの低減や生産性の向上に取り組んできましたが、TPP協定^{*}の署名を受け、より一層生産力を高め、競争力の高い農林水産業を展開することが重要となっています。

また、マーケットインの視点に立った6次産業化^{*}や加工・業務用需要への対応に一層取り組む必要があるとともに、県産農林水産物のさらなる需要拡大を図るため、名古屋地域や首都圏などの大消費地をターゲットに、本県の農林水産物をけん引する主要品目のブランド力の強化と、県産農林水産物全体のイメージアップを図る必要があります。加えて、海外での販路開拓に取り組む必要もあります。

さらに、農業では、後継者をはじめ、雇用就農者や定年帰農者など、多様な担い手の確保や基幹経営体^{*}の育成、経営体の法人化、担い手への農地の集積と集約化、農業生産基盤^{*}の整備を進める必要があります。林業では、木材の生産から加工までの連携した取組による安定供給体制の確立や高性能林業機械^{*}の活用などによる生産性の向上、水産業では、生産基盤の機能強化、水産資源の増大や適切な管理の取組を進めていく必要があります。

加えて、食の安全・安心を確保するとともに、環境に配慮した農林水産業を実現するため、GAP手法^(P32参照)の一層の普及やHACCPシステム^(P32参照)の導入推進、適正な表示の確保や環境保全型農業^{*}の推進を図っていく必要があります。



2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

【現 状】

私たちは、ごはんを主食としながら、主菜・副菜に牛乳・乳製品や果物を適度に加えた栄養バランスに優れた「日本型食生活^{*}」を実践してきました。

しかし、近年のライフスタイルの変化や国民の価値観の多様化などを背景に、「日本型食生活」を基本とした食生活は個人の好みに合わせた食生活へと変化してきています。その結果、野菜や日本人の主食である米の消費量が減少し、飼料や原材料の大部分を輸入に頼る肉類や油脂類の消費が増え、カロリーベースの食料自給率は、主要先進国の中で最も低い水準となっています。

また、産業構造の変化や都市への人口の集中が進んだ結果、暮らしの中で食料の生産活動等に直接ふれる機会は減少し続けています。このような生産者と消費者の距離の拡大が続けば、食や農林水産業の大切さに対する県民の理解や感謝の気持ちの希薄化が進んでしまう恐れがあります。

このような状況の中で、本県は、食や農林水産業に関する様々な情報を発信するとともに、NPOや企業等と協働して、県民が農林水産業にふれる場づくりや、「食育」^(P37参照)や「花育^{*}」の実施、学校教育と連携した農林漁業を体験する取組や学校給食に地元農林水産物を積極的に導入する取組を推進し、農林水産業への理解促進を図ってきました。

これらの取組の結果、食や健康への関心が高まりましたが、農林水産業に親しむ活動に参加する県民の割合などは高いとは言えない状況にあります。

【課 題】

食や農林水産業を身近に感じられる暮らしを実現するためには、食生活や農林水産業の生産活動及び森林等の有する多面的機能^{*}などに対する理解をさらに深めることが重要です。

そのためには、子どもから大人まで幅広い世代が農林水産業にふれたり、体験したりすることができる機会の充実、ホームページやSNS^{*}の活用、フリーペーパーとの連携など様々な媒体や機会を通じた積極的な情報発信を行っていく必要があります。

また、生産、流通、消費などの関係者と行政が一緒になって、あいちの農林水産業を支えていく「いいともあいち運動」^(P21参照)の一層の推進とステップアップを図り、県民運動にしていく必要があります。

3

自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

【現 状】

森林、農地、海及び川は、農林水産業が適切に営まれることにより、県土や自然環境の保全、水源のかん養、洪水や地球温暖化の防止などの多面的機能^{*}を発揮し、県民の生命や財産を自然災害から守るとともに、豊かで住みよい生活環境を提供しています。

本県では、森林、農地、漁場の適正な保全を図るため、間伐^{*}などによる森林の適切な管理や干潟^{*}・浅場^{*}の造成による漁場の整備に加え、農地等の多面的機能の維持を図るため、地域住民による農地や用排水路、ため池などの保全等を行う共同活動や、中山間地域^{*}における農業生産の維持などを図る活動を支援するとともに、「あいち森と緑づくり税」^(P42参照)を活用した森林整備などに取り組んできました。

また、集中豪雨や大地震などの自然災害から県民を守るため、農業用ため池^{*}や排水機場、治山施設^{*}などの整備を進めるとともに、集落排水処理施設の整備や鳥獣被害の防止対策の推進など、農山漁村における快適な生活環境の確保や都市と農村の交流の促進などの取組を進めてきました。

しかし、南海トラフ地震^{*}などの巨大地震や集中豪雨などによる災害リスクは増大しており、特に、本県は我が国最大級のゼロメートル地帯^(P40参照)を抱えていることから、高潮や津波による甚大な被害が想定されています。

さらに、農山漁村では、鳥獣による農林水産物への被害は依然として多くみられます。また、人口の減少や高齢化が進み、地域社会の維持が困難な集落が増加するとともに、多面的機能の維持が困難となることが危惧されます。加えて、交流目的で三河山間地域を訪れる人が減少してきており、地域の活力の一層の低下が懸念されています。

一方で、平成27年4月に「都市農業振興基本法^{*}」が成立するなど、都市農業が持つ農産物の供給や防災空間の確保、農業体験の場の提供などの、多様な機能に対する期待も高まっています。

【課 題】

南海トラフ地震などの巨大地震や集中豪雨などによる自然災害から県民の生命や財産を守るためには、農山漁村地域における防災・減災対策を着実に進める必要があります。また、農山漁村の快適な生活環境を確保するため、生活基盤の整備を進める必要があります。

さらに、森林や農地などが持つ多面的機能を十分に発揮させるため、森林・農地・漁場を保全・整備するとともに、地域住民の参加による保全活動を進める必要があります。

加えて、三河山間地域においては、地域資源を活用した都市との交流や地域ぐるみの鳥獣被害対策を進めるとともに、都市及び都市近郊において多様な機能を持つ農業の振興を図る必要があります。

第4章 施策体系と主な取組

めざす姿の実現に向けて、県の取組、県と関係団体、県民との協働・連携による取組をそれぞれの施策の柱のもとに、11の項目を設けて体系化し、総合的かつ計画的に取組を進めます。

食と緑が支える県民の豊かな暮らし

柱1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保

- (1) あいちの強みを生かした技術による品質や生産性の向上
 - ア 幅広い分野の先端技術等を活用した技術の開発と普及
 - イ 幅広い需要に応える戦略的な品種の開発と普及
- (2) マーケットインの視点に立った生産・流通の改善と需要の拡大
 - ア 多様なニーズに対応した生産・流通面の改善
 - イ 県内外に向けた戦略的な需要の拡大
 - ウ 農林水産物等の輸出の促進
- (3) 意欲ある人が活躍できる農業の実現
 - ア 多様な担い手の確保・育成
 - イ 優良農地の確保と集積・集約化の推進
 - ウ 農業生産基盤整備の推進
- (4) 資源を生かす林業の実現
 - ア 木材の安定供給
 - イ 生産を担う人材の確保・育成
 - ウ 林業生産基盤の充実
- (5) 持続可能で活力ある水産業の実現
 - ア 漁業生産基盤の機能強化
 - イ 持続的な漁業生産の確保
 - ウ 活力ある担い手の確保・育成
- (6) 食品の安全・安心の確保と環境への配慮
 - ア 食品の安全・安心の確保に向けた取組の強化
 - イ 環境に配慮した取組の推進

柱2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

- (1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進
 - ア 農林水産業への関心と理解を深める取組の推進
 - イ 幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供
- (2) 食育の推進による健全な食生活の実践
 - ア 若い世代を中心とした生涯にわたる食育の推進
 - イ 食を通じた農林水産物や環境への理解と食文化の継承

柱3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

- (1) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保
 - ア 農山漁村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進
 - イ 快適な生活環境の確保
- (2) 森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮
 - ア 多面的機能を適切に発揮させる森林・農地・漁場の保全・整備の推進
 - イ 地域で取り組む森林・農地・漁場の保全活動の推進
- (3) 農林水産業を核とした元気な地域づくり
 - ア 地域の特性を生かした農山漁村の活性化
 - イ 都市及び都市近郊における農業の振興

1

競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保

(1) あいちの強みを生かした技術による品質や生産性の向上

幅広い分野の先端技術を活用するとともに、消費者や実需者*などの多様なニーズに応える、新技術や新品種の開発と普及を戦略的に推進し、生産物の品質や生産性の向上を図ります。

ア 幅広い分野の先端技術等を活用した技術の開発と普及

本県の強みである「モノづくり技術」をはじめとした幅広い産業分野が有する先端技術等を活用し、民間企業や大学など研究機関との共同研究などを通じて品質や生産性を向上させる技術の開発を加速化します。

併せて、開発した技術はもとより民間企業などで開発された技術についても、本県への適用が有効であれば、現場への速やかな普及を推進します。

【取組】

- 近年、急速に発展している情報通信技術（ICT*）などの先端技術の活用により、高収量や高品質安定生産、生産コストの低減など、生産性向上のための技術開発に取り組みます。また、安全・安心など、様々なニーズに応える生産技術や環境に調和した生産技術の開発など農林水産業が持続的に発展できる研究開発を進めます。
- 生産現場での課題や要望を迅速に把握し、地域の気象条件や実情に合わせた農業技術の開発体制を整え、得られた研究成果を迅速に普及させるとともに、知的財産*権の取得を積極的に推進します。
- 民間企業との連携を推進する事業の活用などにより、既存の研究分野や業種の枠を超えた連携を積極的に進め、他分野からの技術移転を図るとともに、民間企業などが開発した技術についても、本県での適応性を確認した上で、現場への普及を図ります。
- 次世代施設園芸拠点*の整備や運営を支援するとともに、「あいち型植物工場」(P17参照)の拠点づくりを推進し、ICTの活用による栽培環境データの「見える化」と環境制御技術の「カイゼン*」により施設園芸の生産性向上を図ります。
- 農林水産物の生産に影響のある病虫害や疾病などの発生・まん延を防ぐため、防除技術の開発・普及や防疫対策の徹底を図ります。
- コンテナ苗などを利用した低コスト造林技術の開発や、県産木材の性能評価及び利用技術の開発などの試験研究に取り組み、開発した技術などの普及を図ります。
- うなぎ資源の回復のため、雌の比率を高めるなど放流に適した親うなぎの育成手法に関する技術開発を全国に先駆けて行うとともに、六条潟*におけるあさり稚貝の大量発生機構を解明し、あさり稚貝発生場の造成技術の開発に取り組みます。

イ 幅広い需要に応える戦略的な品種の開発と普及

大消費地を抱える立地条件のもと、消費者・実需者*の多様なニーズに応える品種や高収量で低コスト化が期待できる品種、地球温暖化などの気候変動に強い品種などの開発を推進するとともに、生産現場への普及を図ります。

【取組】

- 生産者、消費者・実需者等のそれぞれのニーズに対応することができる生産性や品質の高い水稻や野菜、花き、果樹、きのこなどの新品種を開発し、生産現場への適応性を確認しながら計画的な普及を図ります。
- 農産物の安定生産を図るため、稲、麦、大豆の種子及びいちご、ふき、じねんじょの優良種苗*の安定供給に取り組みます。
- 名古屋コーチン及び系統豚を育種改良し、その優良系統の維持・増殖を図るとともに、牛については、性判別精液*や受精卵移植等のバイオ技術の活用により、生産性の高い種畜*を確保します。また、それらの優れた種畜を生産者が効果的に導入・利用できるよう、施設整備を含めた供給体制の整備を推進します。
- 飼料用米*などの飼料用作物の生産拡大を推進し、適切な飼料の使用方法などの普及に努めるとともに、畜産農家や飼料工場などへの流通体系の構築や、耕種農家と畜産農家とのマッチングの場を創出し、耕畜連携の拡大や飼料用作物の普及に取り組みます。
- 花粉発生源対策として、少花粉スギ*などの苗木の安定供給に取り組みます。
- 高水温耐性と高い品質を兼ね備えたのり新品種を選抜し、さらなる優良系統の作出を図ります。また、水産資源の増大を図るため、遺伝的多様性に配慮した健全な種苗の生産と放流を推進します。
- 開発した新品種の知的財産*権の取得を推進するとともに、農林漁業者や農林水産業関係団体による新品種、商標などの権利取得を支援します。

あいち型植物工場とは

解説

愛知県は日射量に恵まれ、全国有数の規模で温室やハウスが整備されています。こうした資源を有効に活用して、既存の施設に導入可能な植物工場の技術開発を行っています。特に次の三つの要件を満たす施設を「あいち型植物工場」として、産地への普及を進めています。

- ①太陽光を利用した施設
- ②施設内の温度、湿度、二酸化炭素の3項目を常時モニタリングし、スマートフォンなどを活用して生育環境の把握が可能
- ③モニタリング結果を基に、最適な生育環境とするために温室内環境を制御

農林水産業の試験研究について

解説

農業、林業、水産業の生産現場等で直面する課題を解決する技術や品種を開発するため、平成28年3月に策定した「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2020」に基づき、様々な研究開発を計画的に進めます。

農業

野菜や花きの施設栽培の高度化に向けた、LED利用、炭酸ガスやミスト施用による高品質、多収栽培技術を開発しています。また、施設内の環境をモニタリングし、植物にとって最適な生育環境に制御するシステムを開発しています。



水耕野菜のLED利用



園芸施設的环境を携帯端末でモニタリング

日本一の花き産地を支えるため、極めて日持ちの良いカーネーション品種の開発や「名古屋コーチン」の新系統を開発しています。



極めて日持ちの良い
スプレーカーネーション



卵をよく産む卵用
名古屋コーチン

林業

コンテナ苗などを利用した低コストで効率的な造林技術を開発しています。



ヒノキのコンテナ育苗

水産業

高水温耐性と高い品質を兼ね備えたノリ新品種や付加価値の高いキンギョの新品種(新系統)を開発しています。



ノリ新品種の培養



赤い目を持つアルビノ
チョウテンガン

(2) マーケットインの視点に立った生産・流通の改善と需要の拡大

多様化する消費者等のニーズを的確に捉えるマーケットインの視点に立って、生産から流通までを改善するとともに、6次産業化^{*}や県内外あるいは輸出も視野に入れた戦略的な販売促進などに取り組み、需要の拡大を図ります。

ア 多様なニーズに対応した生産・流通面の改善

品質が高く安全な生産物の安定的な供給を進めるとともに、需要の増加が見込まれる加工・業務用野菜や日持ちのする花などのニーズに対応した生産・流通体制の整備や6次産業化、農商工連携^{*}などを推進します。

【取組】

- 消費者や実需者^{*}の多様なニーズに応じて、高収益な作物や栽培体系の導入に計画的に取り組む産地における、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組を総合的に支援します。
- ライフスタイルなどの変化により、今後も需要の増加が見込まれる加工・業務用需要などのニーズに対応した、野菜等の産地化や生産安定の取組などを支援します。
- 花きの流通や小売関係者等と連携して消費者ニーズを把握し、そのニーズに応えることができる、商品力の高い新品種の開発を推進します。また、日持ち性向上のため、コールドチェーン^{*}システムの推進など生産・流通体制を整備します。
- 卸売市場の施設整備や統合による流通機能の高度化や合理化を促進するとともに、農産物の流通動向などの情報を生産現場に向けて発信し、首都圏をはじめとした主要消費地における多様なニーズへの対応に取り組みます。
- 6次産業化に取り組む人材を育成し、新商品の開発等や市町村戦略の策定を支援するとともに、国家戦略特区^{*}制度の活用も図りつつ、関係機関等と連携して6次産業化の取組を推進します。
- 「中小企業地域資源活用促進法^{*}」、「農商工等連携促進法」に基づく農林水産物を活用した事業計画の認定をめざす事業者を支援し、農商工連携による新商品の開発を推進します。
- 東三河地域においては、関連産業が集積している特長を生かし、ICT^{*}や光技術を活用した農業や環境に配慮した農業など、食と農を基軸とした農商工連携の取組を進めるとともに、その成果の他地域への普及を図ります。
- 乾燥材をはじめとする品質や性能の明確な製材品を供給する木材加工施設の整備など、ニーズに対応した木材加工流通体制の強化を図ります。

イ 県内外に向けた戦略的な需要の拡大

県産農林水産物の知名度向上やイメージアップを図るため、トップセールスやメディアの活用などによるPR、いいともあいち運動^(P21 参照)やそのシンボルマークの活用、学校給食や社員食堂における利用の拡大やブランド力の強化に取り組みます。併せて、「花の王国あいち」の推進による県産花きの需要拡大や「あいち木づかいプラン^{*}」に基づく県産木材の利用促進などにより、県産農林水産物の需要の拡大を図ります。

【取組】

- トップセールスの実施やメディアの活用、首都圏における観光物産展との連携、地理的表示保護制度^{*}の活用支援、訪日外国人旅行者も視野に入れた、観光関連産業と連携した取組などにより、県産農林水産物や県産品を広く県内外にPRし、販路の拡大を図ります。
- 地産地消などを推進するため、「いいともあいち運動」のホームページやSNS^{*}などの活用、交流イベントなどにおけるPRを通じて、運動のシンボルマークを表示した商品の拡大と浸透を図るとともに、学校給食や社員食堂、観光施設における県産農林水産物の利用の拡大を図ります。
- 産出額などが全国トップレベルの県産農林水産物について、イベントの開催などにより、その魅力を発信し、ブランド力の強化を図ります。
- トップセールスや各種イベントなどにおいて、「いいともあいち運動」のシンボルマークを積極的に活用することにより、県産農林水産物の統一的な知名度向上やイメージアップに努めます。
- 暮らしの中に花を取り入れる「花いっぱい県民運動」^(P35 参照)の展開と花と緑のイベントの開催を車の両輪として、県産花きの一層の知名度向上を図ります。また、フラワーバレンタインやパートナーズデーなど新たな花贈り文化の普及を支援します。
- 公共施設整備や公共工事において、県産木材の利用を積極的に進めるとともに、住宅関連イベントなどにおけるPRや木造・木質化を進める建築士等技術者との協働により、住宅などへの利用拡大を促進します。
- 「あいち森と緑づくり事業」により、県産木材の利活用を推進するとともに、県産木材を利用する意義の普及・啓発に取り組み、「あいち認証材」制度^{*}のPRを推進することで、「木」の理解者の輪を広げます。



住宅関連イベントでのPR



「あいち認証材」のロゴマーク

「いいともあいち運動」とは

解説

「いいともあいち運動」は、愛知県の農林水産業の振興や農山漁村の活性化を通じて県民全体の暮らしの向上を図るため、県民の方々に「愛知県農林水産業の応援団」になってもらい、消費者と生産者が一緒になって愛知県の農林水産業を支えていこうという「運動」です。

また、県民の方々に愛知県産農林水産物をもっと食べていただきたい（利用していただきたい）という、「愛知県版地産地消の取組」でもあります。



運動のシンボルマーク

- ① 県内の消費者と生産者が
今まで以上にいい友関係になる
- ② Eat more Aichi products
(イート モア アイチ プロダクツ)
||
もっと愛知県産品を食べよう
(利用しよう)

愛知県は、大都市圏にありながら、全国屈指の農業県でもあり、私たちの身近なところで、米、野菜、くだもの、花、畜産物などがバランス良く生産されています。これは本県の貴重な財産であり、この財産を次代に引き継ぐためにも、消費者と生産者が交流を深めたり、地域の農林水産物を地域内で消費するといった取組を通じて、お互いが理解し合い、信頼・協調関係を作り上げることが大切です。



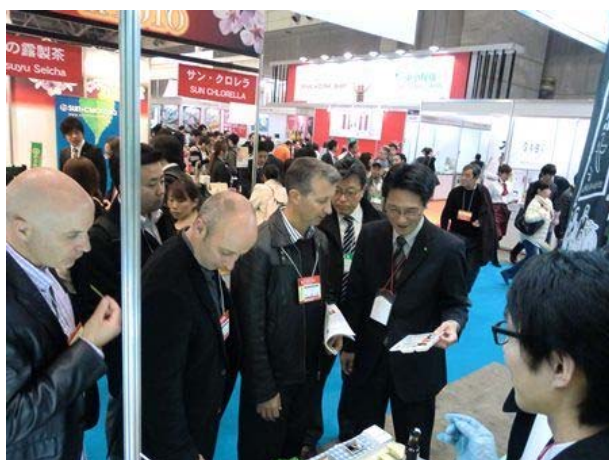
「いいともあいち運動」の取組を紹介するホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/nourin/iitomo/iitomoaichi/>

ウ 農林水産物等の輸出の促進

人口増加や経済発展に伴って食料等の需要の増加が見込まれる東南アジアなどをターゲットに、関係機関との情報の共有や事業者への情報提供、商談会などの販路開拓の機会を提供するとともに、オールジャパンの取組とも連携しながら、県産農林水産物等の輸出を促進します。

【取組】

- 「農林水産業国際競争力強化センター※」を核として、主に東南アジアをターゲットとした展示会や商談会などの機会を提供するとともに、他県との連携による展示会などを開催します。
- 国、JETRO、県内の関係者で構成する輸出促進会議を開催し、輸出方策の検討などを通じて連携強化を図ります。また、輸出に関心のある事業者で構成する輸出志向事業者ネットワークなどに輸出に関する情報提供を行うとともに、県内の農林漁業者、食品事業者などを対象とした輸出促進セミナーを開催し、輸出機会の創出に取り組みます。
- 国やJETRO等が進める、海外での商談会やアンテナショップへの出展者募集の支援を行うとともに、日本産青果物の周年供給体制による産地間連携への参画など、オールジャパンの取組と連携を図ります。
- 花き生産者、卸売市場などと連携し、海外見本市や商談会などへの出展を支援するとともに、国際園芸博覧会への出展を通じた県産花きの知名度の向上に取り組みます。
- 有機栽培や残留農薬をはじめとした輸出先国の各種基準、海外の日本茶ニーズなどについて理解を深めるための研修会などを開催します。
- 商標、地理的表示保護制度※などの知的財産※に関する啓発や情報提供などを通じて、県産農林水産物等の国際競争力を高めます。



海外バイヤーへの商品説明



海外店舗における日本産果実のディスプレイ

(3) 意欲ある人が活躍できる農業の実現

意欲ある農業者や法人をはじめ、地域の農業に携わる様々な主体が、それぞれ誇りを持って活躍し、将来にわたって農産物を安定的に供給できる農業構造を実現するため、地域の実情や課題に対応した多様な担い手の確保・育成、優良農地の確保と担い手への集積・集約化、農業生産基盤^{*}の整備を推進します。

ア 多様な担い手の確保・育成

産地の維持・発展を図るため、農家の後継者をはじめ、農業法人^{*}への雇用就農や定年帰農を含む新規就農、企業やNPOの農業参入などにより新しい担い手を幅広く確保します。

また、産業としての農業を担う基幹経営体^{*}へ重点的に支援を行うとともに、地域の農業を支える小規模な経営体、JA出資法人、女性農業者など多様な担い手の育成に努めます。

【取組】

- 「農起業支援センター^{*}」において、多様な新規就農希望者への各種支援制度などの就農に関する情報提供や就農相談を行うとともに、技術・経営指導を実施します。また、センター相互の連携を強化し、新規就農希望者と新たな担い手を求める産地とのマッチングに取り組みます。
- 地域の農業者や農業法人、関係機関や団体などが一体となって、産地の戦略を構築し、その実現に向けて生産技術力、販売企画力、組織力を強化する取組を総合的に支援します。さらに、産地が求める新規就農者などの受入体制を整備する取組を支援します。
- 農業大学校^{*}において、担い手の確保に向け、農業高校などと連携し、円滑な就農に繋がるよう、カリキュラムの充実を図り、実践的な学習・研修を実施します。また、雇用就農を促進するための研修・指導を充実するとともに、農業法人などが魅力ある就職先となるよう、農業法人などを対象とした研修を実施します。
- 市町村や農業団体などが実施する農業塾^{*}と農起業支援センター、農業大学校が連携して技術・経営指導や研修を実施し、定年帰農者などのスキルアップを図ります。
- 畜産農家と関係業界が結集して地域の畜産クラスター^{*}を構築し、生産施設や機械を整備するとともに、コスト削減や高付加価値化に取り組みます。また、得られた成果や知見などを広く県内の畜産農家と関係業界に啓発・普及します。
- 産業としての農業を担う基幹経営体を育成するため、経営規模に応じた生産技術や経営指導の実施、補助事業や制度資金の活用推進、法人化などに取り組みます。
- 経営所得安定対策^{*}や価格安定制度^{*}などへの参加を促し、農業経営の安定化を図ります。
- 「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2020^{*}」に基づき、女性農業者の早期経営参画やワーク・ライフ・バランスに配慮した家族経営協定の推進、政策や方針決定の場への女性の参画などを促進することにより、女性農業者が一層活躍できる環境整備を図ります。



農業大学校新寮「和耕寮」



農業大学校中央教育棟



農業大学校における学生の専攻実習



ライフプランを学ぶ若手女性農業者



新規就農希望者への研修

イ 優良農地の確保と集積・集約化の推進

生産性を維持するため、優良農地を確保するとともに、地域の話し合いにより、耕作放棄地^{*}の発生を防ぎます。

また、担い手の作業の効率化、省力化、低コスト化を図るため、担い手への農地の集積・集約化^{*}を進めます。

【取組】

- 市町村が定める「農業振興地域整備計画^{*}」の適切な管理を支援し、優良農地の確保を図ります。また、農業委員会^{*}と連携して農地パトロールなどを強化し、農地の違反転用の是正を図ります。
- 今後の地域の中心となる農業者や集積を進める農地を明らかにするために集落や地域で話し合う「人・農地プラン^{*}」の作成や更新を推進し、農業者の徹底的な話し合いにより農地の集積・集約化を図り、併せて各種事業なども活用しながら、耕作放棄地の発生抑制と再生に努めます。
- 農地中間管理事業^(P26参照)を担い手への農地の集積・集約化を進める中心的な事業として位置づけ、従来からの農地利用集積円滑化事業^{*}などの利用権設定事業も活用し、市町村や農業関係団体、農業委員会などの関係機関と連携して、農地の合理的な利用を促進します。

ウ 農業生産基盤整備の推進

担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を促進するため、生産性の向上を図る農地の整備を推進するとともに、将来にわたって農地の生産性を維持するため、農業水利施設などの適期、適切な整備・更新を推進します。

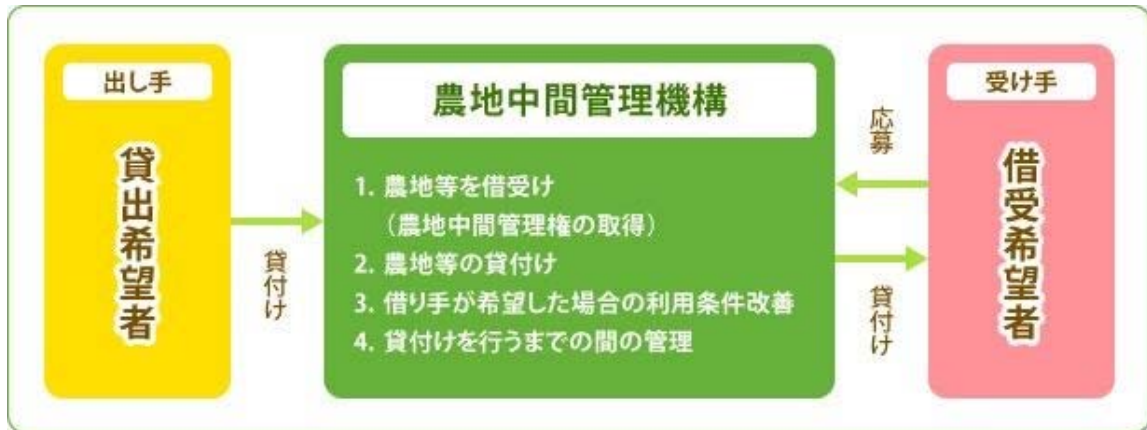
【取組】

- 農地の区画整理や畦畔除去による大区画化^{*}やパイプライン化などの整備を推進し、生産性の向上を図ります。
- 排水路改築や暗渠排水設置などの排水対策による農地の汎用化^{*}などの整備を推進し、収益性の高い作物の導入を図ります。
- 老朽化した農業水利施設や農道などの整備・更新やオーバーホールなどの修繕による長寿命化を推進し、施設機能の維持を図ります。

農地中間管理事業とは

解説

農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地等を貸したい農家（出し手）から農地を預かり、農地を集積・集約化し、担い手農家（受け手）へ農地の貸し付けを進める事業です。



農地中間管理事業のイメージ図



農地の大区画化



農業水利施設の長寿命化

(4) 資源を生かす林業の実現

本格的な利用期を迎えた森林資源を活用し、今後増加が見込まれる木材需要に対応するため、木材の安定供給に取り組むとともに、林業生産を担う人材の確保・育成と生産基盤の充実を図ります。

ア 木材の安定供給

施業の集約化や効率的な木材生産技術の開発・普及を進め、利用期にあるスギ・ヒノキ人工林の伐採と植栽を進めて森林の若返りを図り、木材の安定供給に取り組みます。

【取組】

- 森林境界の明確化を進めるとともに、森林情報を整備・管理し、森林計画制度*を効果的に運用します。
- 森林施業の集約化を図るため、森林GIS*の効率的な活用を進めます。
- 森林施業地の取りまとめや高性能林業機械*などを活用した木材生産システム、主伐・植栽・獣害対策を一貫して行う新たな施業方法の推進などにより、生産性の高い林業技術の開発とその普及を図ります。
- 伐採した木材を建築用材から製紙・燃料用材等として余すことなく活用できる生産供給体制を構築します。
- 成熟した森林資源を活用するため、搬出間伐を進めるとともに、「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業を推進します。

イ 生産を担う人材の確保・育成

林業労働者の確保と林業技術者の育成を進めるとともに、森林組合や民間事業者の経営基盤の強化に取り組めます。

【取組】

- 「愛知県林業労働力確保支援センター*」などと連携した就業相談活動や研修事業などの実施により、新規林業就業者の確保・育成を進めます。
- 「森林・林業技術センター」における研修などにより、「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業を実践できる高度な知識・技能を有する林業技術者を育成します。
- 高性能林業機械等の導入に対する支援や制度資金の活用により、木材生産を担う森林組合など林業事業者の経営基盤の強化を図ります。
- 労働安全に関する研修の重点化や事業主への安全管理徹底の働きかけにより、林業労働災害の防止対策を推進します。

ウ 林業生産基盤の充実

計画的で効率的な森林施業を進めるため、森林経営計画の策定を促進するとともに、林内路網※の整備を推進します。

【取組】

- 森林情報の提供や地元関係者との調整などにより、森林所有者や林業事業者による森林施業の集約化を進めます。
- 計画的で効率的な森林施業を行うため、一体的でまとまりを持った森林を対象とした、森林経営計画の策定を促進します。
- 林道や森林作業道などの開設などにより、木材生産に必要な基盤である林内路網の整備を推進します。



森林施業集約化の取組



新たな機械を活用した木材生産



人材育成の研修



整備された林道

(5) 持続可能で活力ある水産業の実現

漁場の生産力を高め、持続可能で活力ある水産業を実現するため、漁業生産基盤を機能強化するとともに、持続的な漁業生産の確保と担い手の確保・育成を進めます。

ア 漁業生産基盤の機能強化

内湾と外海の一体的な漁場整備を進めるとともに、安全で効率的な漁業活動を支える漁港や活力ある漁村の整備を支援し、漁業生産基盤の機能強化を図ります。

【取組】

- 漁業生産の安定を図るため、あさりなどの生育の場となる内湾の干潟*・浅場*と、成長とともに渥美外海に移動する水産生物の生息の場となる魚礁*の一体的な漁場整備を推進します。
- 安全で効率的な漁業活動を支援するため、漁港施設の長寿命化、耐震・耐津波機能を備えた漁港の整備を進めます。
- 漁村の活性化を図るため、漁協等が実施する共同利用施設などの整備を支援し、就労環境の改善や漁獲物の衛生管理などの基盤の強化を進めます。

イ 持続的な漁業生産の確保

水産資源の増大や適切な管理体制の整備に取り組むとともに、漁場の環境保全と合理的利用を促進し、持続的な漁業生産の確保を図ります。

【取組】

- 海や川の水産資源の増大を図るため、魚介類の効果的な種苗放流を推進します。
- 資源を適切に管理し、利用する漁業生産を目指すため、新たな漁業調査船の活用により、資源保護を図る漁具改良を行うとともに漁業者による資源管理の取組を進めます。
- 漁業被害の軽減や漁場の環境保全を図るため、漁場環境調査結果の迅速な発信や漁業者などによる藻場*・干潟*や河川における多面的機能*発揮の取組を支援します。
- 水面の合理的な利用を図るため、漁業者や漁協、遊漁船業者への指導や遊漁者への普及啓発に取り組めます。

ウ 活力ある担い手の確保・育成

新規漁業就業者の確保や漁協の経営基盤の強化を推進し、意欲的に漁業に取り組む活力ある担い手の確保・育成を図ります。

【取組】

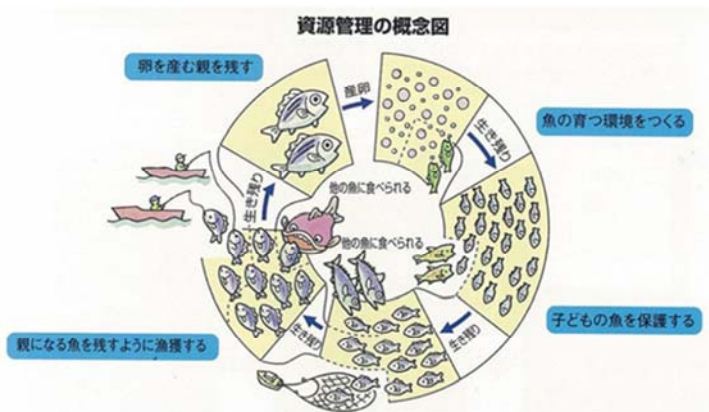
- 経営の安定化に必要な漁業技術の導入や漁業者グループの指導により、意欲的に経営に取り組む漁業者の育成を図ります。
- 就業希望者に対する就業相談や研修制度、制度資金の活用促進を行うとともに、漁業団体と連携した取組により新規漁業就業者の確保を図ります。
- 県域団体と連携した経営改善指導などを通じて、事業統合等による漁協の経営基盤の強化を推進します。

水産資源の管理とは

解説

安定した漁獲量を維持していくためには、操業期間や漁獲サイズ、漁獲量制限など、水産物を獲り過ぎないように、生物の再生産と漁獲のバランスをとりながら、水産資源を適切に管理していくことが不可欠です。

そこで国と県は、魚種ごと漁業種類ごとの特性に応じた資源管理のあり方について「資源管理指針」を定め、漁業者はこの方針に沿って、操業期間や漁獲量制限などの自主的なルールを定めた「資源管理計画」を作成、実施して資源管理に取り組んでいます。



水産試験場による資源調査

(6) 食品の安全・安心の確保と環境への配慮

食品の安全・安心に対する県民の信頼を確保するため、生産から販売に至る取組を強化するとともに、農林水産業が環境に与える負荷を一層軽減するなど、環境に配慮した取組を進めます。

ア 食品の安全・安心の確保に向けた取組の強化

安全・安心な農林水産物の生産や加工、流通を確保するための取組を推進するとともに、消費者に対して適切な情報が提供されるよう監視・指導を行い、食品に対する信頼の確保に努めます。

【取組】

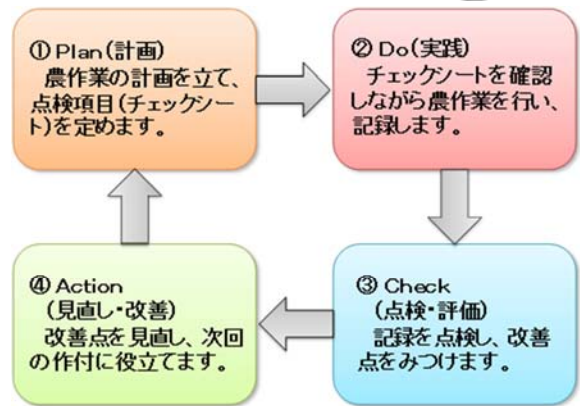
- 生産・出荷組織や法人などの大規模農家を主な対象に、食の安全・安心の確保とともに輸出促進や外国人旅行者の増加も見据えて、生産工程ごとの管理を適切に行うGAP手法（P32参照）の一層の普及と生産工程の改善活動を促進します。
- 農薬管理指導士^{*}を養成し、農薬の適正使用や販売に当たっての指導体制を充実するとともに、農薬販売業者や使用者への立入指導などを実施します
- 畜産農家を対象に、飼養衛生管理基準^{*}の遵守の指導や家畜の伝染性疾病の監視を実施し、衛生的な家畜の管理や農場外からの病原体の侵入防止対策を推進することにより、飼養衛生管理の適正化を図ります。
- 防疫対策マニュアルの整備や防疫訓練^{*}などを通じて関係者との連携を強化し、口蹄疫^{*}や高病原性鳥インフルエンザ^{*}などの特定家畜伝染病^{*}の発生に備えた危機管理の徹底を図ります。
- 本県産あさりなど二枚貝の貝毒^{*}による食中毒を防ぐため、原因プランクトンの監視と貝毒の検査を行います。
- 加工段階における食の安全性の確保を図るため、「愛知県HACCP導入施設認定制度」により、食品製造施設などへのHACCPシステム（P32参照）の導入を推進します。
- 食の安全性を高める製造技術を研究し、その研究成果を食品製造業者へ普及するとともに、技術相談・指導を行います。
- 「知の拠点あいち^{*}」のあいち産業科学技術総合センターで実施した重点研究プロジェクトの1つである、食を脅かす有害化学物質や固形異物、微生物の検出技術の確立に向けた研究開発の成果を県内企業へ技術移転できるようフォローアップを行います。
- 輸入食品を含めて県内を流通する食品などの安全・安心を確保するため、収去検査^{*}を実施します。

- 国と連携し、食品関連事業者を対象とした食品表示の監視・指導を実施するとともに、事業者及び消費者を対象とした研修会を開催し、食品表示の適正化を図ります。
- 食の安全に関するリスクコミュニケーション*を推進し、消費者に対する食の安全に関する知識の普及を図ります。

GAP手法（農業生産工程管理とは）

解説

GAP（Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な点検項目について、PDCA サイクル（右図参照）の手法を取り入れて農業生産活動の改善を行うことです。
愛知県では、本県の農業をこれからの時代にふさわしい環境と安全に配慮したものとするためにGAP手法の導入を推進しています。



GAP手法におけるPDCAサイクル

HACCP（ハサップ）システムとは

解説

原材料の受入から最終製品の出荷までの各工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を分析し（HA）、特に重要な管理点（CCP）を連続的に管理することによって、安全な食品を作る衛生管理の手法です。

愛知県では、県内の食品製造業等の施設においてHACCPシステムを導入し、一定水準以上の衛生管理が認められた施設を「愛知県HACCP導入施設」として認定しています。



「愛知県HACCP導入施設」
の認定マーク

イ 環境に配慮した取組の推進

農林水産業において、生産活動が環境に与える負荷を軽減する取組や未利用資源を積極的に活用する取組を推進します。

【取組】

- 過剰な施肥による土壌への塩類の集積や地下水、河川の水質の悪化を防ぐため、農作物の施肥基準に沿った適正な施肥を推進します。
- 化学農薬だけに依存せず、多様な防除方法を適切に組み合わせて実施するIPM[※]（総合的病害虫・雑草管理）技術の導入を推進します。
- 環境にやさしい農業に取り組むエコファーマー[※]の認定を推進するとともに、エコファーマーなどが実施する化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と併せて地球温暖化防止や生物多様性[※]保全に効果の高い営農活動を支援します。
- 農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を大幅に軽減する有機農業[※]の技術の確立と情報提供、県民への理解促進を図ります。
- 畜産農家に対して、家畜排せつ物を適正に管理するよう指導するとともに、畜産クラスター[※]事業などの活用による、高品質堆肥生産施設の整備を啓発します。
- 堆肥を利用した土づくりを推進し、農地の地力増進と炭素貯留量の増加を図るとともに、飼料用米[※]などの自給飼料の流通と組み合わせた堆肥の広域流通の促進や畜産農家に耕種農家も加えた堆肥の審査会、技術研修会の開催により両者のマッチングを推進します。
- 施設園芸などで発生する使用済プラスチックの組織的回収と再生利用を中心とした適正処理を推進します。
- 地域の未利用資源の循環活用を行い、循環型社会の形成を推進するため、バイオマス[※]利用の取組を進めます。
- エコフィード[※]による飼料代替の有効性を試験により確認し、普及に向けたモデル実証を行うとともに、利用可能なエコフィードの調査及び供給者と需要者のマッチングを進めます。

2

農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

(1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進

多くの県民が農林水産業の大切さを理解し、身近なものとして実感できるよう、様々な取組を推進するとともに、幅広い世代に対して体験の機会を提供します。

ア 農林水産業への関心と理解を深める取組の推進

県内の消費者と生産者がお互いに理解し合い、地産地消等を通じて、一緒になって愛知県の農林水産業を支えていこうという本県独自の取組である「いいともあいち運動」(P21参照)を核として、農林水産業の理解促進に向けた情報の発信や県有施設などを利用した知識の啓発、NPOや農林水産業関係団体等と連携した取組を推進することにより、県民の農林水産業への関心を高め、その理解促進を図ります。

【取組】

- 生産、流通、消費者等の関係者と行政が一緒になって、「いいともあいち運動」の一層の推進とステップアップを図ります。
- 県のホームページやSNS*の活用、フリーペーパーとの連携など様々な媒体や機会を通じて、食や農林水産業に関する情報の積極的な発信を図るとともに、「いいともあいち運動」のネットワーク会員などによる県民等への自発的な情報発信や相互の交流連携による理解の深まりを促進します。
- 県産農林水産物を一堂に集めたイベントや生産、流通関係者と消費者との交流会、試験研究機関などの県有施設を活用した研究成果発表や体験型の展示の場など、県民が農林水産物や農林漁業者と直接触れる機会を設けます。
- 農村輝きネット・あいち*などの農業関係団体が実施する農業の理解促進を図る講座の開催や消費者との交流会などの取組を支援します。
- 農業生産を支える農業農村整備事業や多面的機能*への理解促進を図るため、出前授業や生き物調査のイベントなどを実施します。
- 花に関する理解促進を図るため、暮らしの中に花を取り入れる「花いっぱい県民運動」(P35参照)のさらなる展開と花と緑のイベントを実施します。またセントレアや名古屋駅などをあいちの花で装飾し、観光客等のおもてなしをするなど、花への関心を高めます。
- 第70回「全国植樹祭*」の開催に向けて、県民の緑に対する理解促進を図るため、本県の森と緑づくりに関する情報の全国への発信や、市町村と連携した県内各地での関連行事を開催します。
- 「みんなで支える多様で豊かなあいちの緑」の実現をめざし、愛知県緑化基本計画*に基づき、県民、企業、NPOなどとの協働を進めます。
- 持続的な漁業への消費者の理解を高めるため、適切な資源管理により漁獲された水産物として認められている「水産エコラベル*」の普及・啓発に取り組みます。

「花いっぱい県民運動」とは

解説

本県産花きの県内における需要の拡大を図るため、県、市町村、生産関係、流通・小売関係、消費関係などの団体と連携し、「花の王国あいち」や「今月のあいちの花」のPR、小学校やイベントでの花育※教室の開催、花以外でのイベントでの花のPRなどにより、県民の皆さんに花への関心を高めていただき、あいちの花を暮らしの中に取り入れていただく取組です。



「花の王国あいち」のシンボルマーク
(登録商標第5815223号)



「今月のあいちの花」の装飾展示（セントレア）



花育教室



農業農村整備事業への理解を促進する
「あいちの農業用水展」



「水産エコラベル」

イ 幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供

農林水産業への理解を深めるため、幅広い世代を対象に農林漁業を体験する機会の提供を推進します。

【取組】

- 学校での食に関する指導において、PTAや地域などの協力を得ながら行う農林漁業体験学習などを充実させるとともに、その成果を県内に拡大するため、「食育のための農林漁業体験学習実践マニュアル」などの活用などの普及啓発に努めます。
- 子どもの豊かな心を育むとともに、花きへの理解促進を図るため、小学校において花育[※]教室を開催するなど、子どもの頃から花に親しむ花育を推進します。
- 小学生から大人までの幅広い世代に対して、農業体験や間伐体験、森林・林業・木材に関する講座などを開催するとともに、漁業・水産物について紹介する機会を設けます。
- 多面的機能[※]支払制度を活用した、地域で取り組む農地などの保全活動を通じて、農業への理解促進を図ります。
- 直売所[※]において、農林漁業者と消費者が交流し、お互いに情報交換を行う場づくりや消費者が生産現場を見たり農林漁業を体験する仕組みをコーディネートするモデル的な取組を支援します。さらに、こうした取組に地域の学校や企業も参加する仕組みづくりを促進します。
- 農業体験農園[※]の開設を促進するため、関係者の役割分担の下、農業者への啓発や新たな農園開設希望者への支援を行うとともに、市町村や農業団体、農業者、NPO、企業などとの協働により、市民農園[※]や農業体験農園などでの農業体験を推進します。



間伐体験



大豆の種まき体験

(2) 食育の推進による健全な食生活の実践

全ての県民が、体も心も健康で環境にも優しい健全な食生活を実践できるよう、生涯にわたって、幅広い分野における食育を推進します。

ア 若い世代を中心とした生涯にわたる食育の推進

若い世代を中心に、県民が生涯にわたって健全な食生活を実践していけるよう、県や市町村をはじめ様々な団体や企業が連携・協力した、食育の取組を推進します。

【取組】

- 乳幼児期から青年期までの成長段階を見通した食育の体制づくりを進めることにより、食生活の改善を促します。
- 学校教育において効果的な食育が推進されるよう、食育に関する活動を希望する学校と食育推進ボランティア*などとの連携を促します。
- 「愛知県食育推進会議*」を中心に、市町村、関係団体や企業、食育推進ボランティアなどと連携することにより、家庭や学校、職場など生活のさまざまな場面における効果的で実践的な食育の取組を展開します。
- 食育推進ボランティアなどによる地域の実情に即した連携を促進するとともに、地域ごとに食育推進ボランティア研修会や交流会などを開催し、活動状況を共有します。

食育とは

食育基本法では、食育とは“生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの”と位置づけられており、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。

愛知県では、平成18年3月に条例に基づく「愛知県食育推進会議」を設置し、この会議が中心となって「あいち食育いきいきプラン2020」（第3次愛知県食育推進計画）を平成28年3月に作成し、食育を総合的かつ計画的に推進しています。

解説



食育推進ボランティア
による食育活動

イ 食を通じた農林水産物や環境への理解と食文化の継承

地域で生産される農林水産物や食生活における環境への配慮に関する理解を深める取組や、地域に根付いた食文化や日本型食生活*の良さを啓発する取組を関係機関と連携して推進します。

【取組】

- 小中学校の学校給食などにおいて県産農林水産物を積極的に活用し、愛知の食材や郷土料理・伝統料理のすばらしさを理解してもらう地産地消の取組を推進します。
- 地元や県内でとれた農林水産物を活用する「愛知を食べる学校給食の日」の取組を、食育月間である6月を含めて年3回、県内すべての公立小中学校などで実施します。
- 東海三県一市グリーン購入キャンペーン*などを通じて、県民に対し、地元・旬の食材を優先して購入するよう促します。
- 食に関するイベントなどにおけるパンフレットの配布や研修などを通じ、食品ロスの削減など環境に優しい食生活の実践について啓発普及を行います。
- 地域の農林水産物や食文化に関する理解促進を図るため、ホームページなどを活用して、農林漁業体験をはじめとする食育イベントなどへの県民参加を促すとともに、日本型食生活の良さや郷土料理など地域の食文化の紹介を行います。

愛知を食べる学校給食の日とは

解説

愛知県では、学校給食に地域の農林水産物を活用することにより、児童生徒や教職員、保護者等学校関係者が地域や農林水産物への理解を深めるため、また、地域に伝わる食文化や食の加工技術に触れることにより、より豊かな食生活を営もうとする意欲を高めるため、「愛知を食べる学校給食の日」を、県内の全ての公立小中学校等で実施しています。

「食育月間」の6月と旬の食材が豊富な秋、「全国学校給食週間」が行われる1月の年3回実施しています。



小学校における「愛知を食べる学校給食の日」

3

自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

(1) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保

災害から県民を守るため、農山漁村地域における防災・減災対策などを進めるとともに、快適な生活環境を確保するため、生活基盤の整備を推進します。

ア 農山漁村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進

南海トラフ地震*などの巨大地震や集中豪雨などによる自然災害の発生リスクが増大する中、我が国最大級のゼロメートル地帯(P40 参照)を抱える本県特有の事情を踏まえ、県土や県民の暮らしを守るため、農山漁村地域の防災・減災対策を推進します。

【取組】

- 治山施設*の整備を推進し、森林や山間集落などを山地災害から守ります。
- 人命や人家などを土石流、地すべり、がけ崩れなどの自然災害から守るため、土砂災害を防止する施設の整備を推進します。
- 植栽や間伐*、森林病虫害対策などを実施し、適切な森林整備を進めます。
- 農業用ため池*の耐震化を推進することにより、ため池堤体の決壊を防止します。
- 農業用排水機場*の耐震化や更新整備を計画的に推進するとともに、維持管理に対する支援を行うことにより、浸水被害を未然に防止します。また、浸水・津波対策として、排水機場の屋上等高所へ避難するための階段などの設置を推進します。
- 河川の整備により、洪水時の浸水被害を防止します。
- 耐震・耐津波機能を備えた漁港の整備を進めます。
- 津波、高潮などによる被害を防止するため、農地海岸*、漁港海岸、建設海岸などにおける海岸保全施設や河川堤防などの耐震化等を推進します。
- 津波被害の軽減効果を持つ海岸防災林の維持・整備を推進します。
- ため池ハザードマップや山地災害危険地マップなどを活用し、防災・減災への県民意識の向上を図ります。

イ 快適な生活環境の確保

農山漁村の快適な生活環境を確保するため、生活基盤の整備を推進し利便性の向上を図ります。

【取組】

- 農林道の整備・保全を推進し、農林業の振興を図るだけでなく、農山村地域の交通環境の改善・維持を図ります。
- 生活排水処理施設の整備・保全を促進し、農村地域の水質改善・維持を図ります。
- ため池や用排水路などの農業水利施設の水辺空間を利活用して、快適な生活環境の整備を推進します。

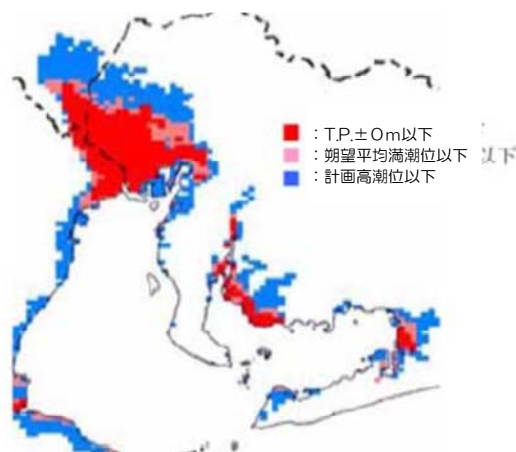
ゼロメートル地帯とは

解説

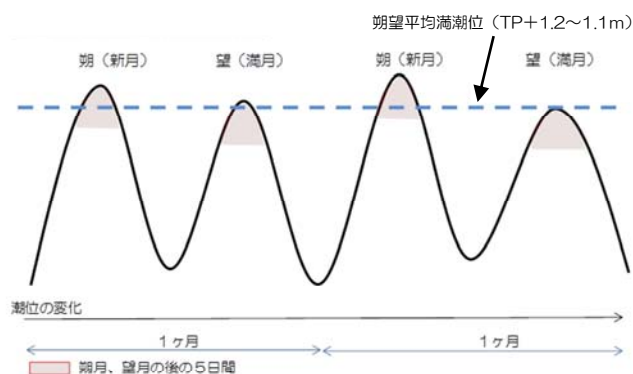
大きな河川により形成された沖積平野には、古くから人が住み、農業を営んできました。豊川により形成された豊橋平野、矢作川・矢作古川により形成された岡崎平野、木曾川・庄内川により形成された濃尾平野には、海面より低い^{いっすい}*1土地である「ゼロメートル地帯」があります。

特に、濃尾平野のゼロメートル地帯は全国最大規模で、昭和34年9月の伊勢湾台風では、海岸堤防の決壊や河川の溢水^{いっすい}などにより、県全体の浸水面積は350 km²に達するとともに、海岸線から20 kmまで浸水し、全ての湛水の解消に3か月程度を要しました。

本県のゼロメートル地帯は県土の約7%に相当する約340 km²あり、多くの人口^{じんぐう}*2（約80万人）、産業（製造品出荷額等^{せいぞうひしゅつがく}*3 5.6兆円、都道府県の全国平均6.1兆円にほぼ匹敵）が集中しています。



資料：国土交通省



さくぼうへいきんまんちょうい
朔望平均満潮位のイメージ

ゼロメートル地帯分布図

*1 「海面より低い」とは、標高が「朔望平均満潮位より低い土地」のことで、「朔望平均満潮位」とは、新月（朔）と満月（望）の日から5日以内に現れる各月の最高満潮位の平均値です。この海水位より低い土地を「ゼロメートル地帯」と呼んでいます。

*2 「ゼロメートル地帯」の人口：平成22年国勢調査に関する地域メッシュ統計

*3 「ゼロメートル地帯」の製造品出荷額等：平成22年工業統計メッシュデータ

(2) 森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮

森林等が有する水源のかん養や県土の保全、洪水の防止などの多面的機能[※]を十分に発揮させるため、森林・農地・漁場の保全・整備の推進や地域住民等による保全活動を支援します。

ア 多面的機能を適切に発揮させる森林・農地・漁場の保全・整備の推進

多面的機能を発揮させる、森林、農地、漁場の保全・整備を推進します。

【取組】

- 植栽や間伐[※]など適切な森林整備を進めます。また、針広混交林[※]や広葉樹林等多様な森林への誘導を図ります。さらに、間伐材の有効利用を推進します。
- 森林の保全を図るため、森林病虫害やシカ・ノウサギなどの被害防止対策を進めます。
- 「あいち森と緑づくり税」^(P.42参照)を活用し、森林・里山林・都市の緑の整備・保全を図るとともに、環境活動への理解や県産木材の利用を促進します。
- NPOなどとの協働により、愛知万博の理念を継承する「海上の森」の保全と活用を推進します。
- 公益的機能を発揮させる上で特に重要な森林を保安林[※]に指定するなど、森林の適切な保全・管理を図ります。
- 多面的機能支払制度を活用した農業水利施設、農道等の補修や更新等を行う長寿命化活動を支援します。
- 生物多様性[※]保全や環境に配慮した農業水利施設等の整備を推進します。
- 河川の持つ多様な機能を発揮させるため、河川が有する多様な生物の生息環境や河川景観の保全や整備を図ります。
- あさりなどの漁業生産の増大や内湾の水質浄化に役立つ干潟[※]・浅場[※]の整備を進めます。



整備の行き届いた森林



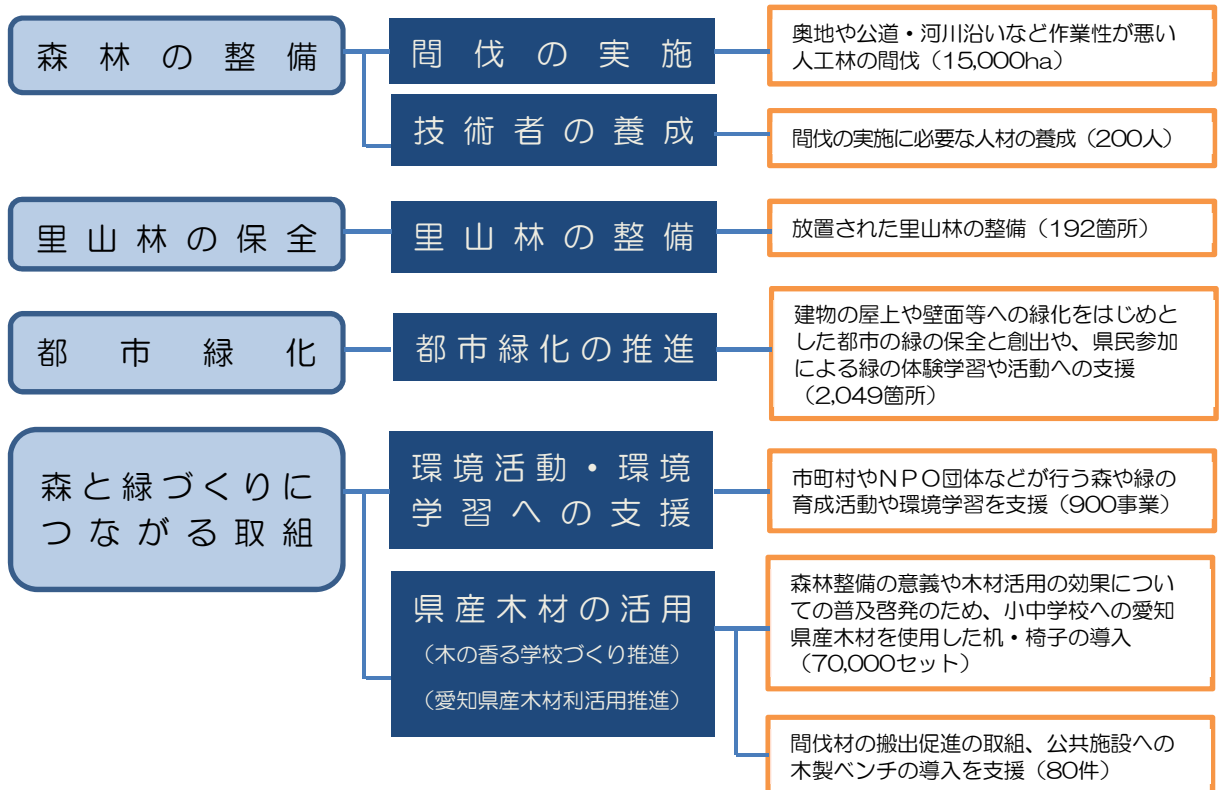
干潟・浅場の造成

あいち森と緑づくり税とは

解説

森と緑が持つさまざまな公益的な機能の維持増進のため、愛知県が平成21年に導入した県民税で、その税収等を活用して、森林、里山林及び都市の緑を整備・保全する「あいち森と緑づくり事業」を進めています。

あいち森と緑づくり事業の概念と全体計画



※あいち森と緑づくり事業の計画期間は平成21年度からの10年間であり、（ ）内の数値は、10年間の計画数量です。



事業を活用して整備された公道沿いの人工林



事業により整備された都市近郊の里山林

イ 地域で取り組む森林・農地・漁場の保全活動の推進

多面的機能[※]を発揮させるため、地域住民などによる森林・農地・漁場の保全活動を支援します。

【取組】

- 企業や地域住民などによる森林・里山林の整備・保全の取組を推進するとともに、森林の学習と交流の拠点づくりを推進します。
- 中山間地域[※]等において、集落間連携を促し、集落の共同作業を支援することにより耕作放棄地[※]の発生を抑制し、多面的機能の発揮と農地の維持・管理を図ります。
- 「ふるさと・水と土指導員[※]」など地域の指導者を育成するとともに、その活動を支援することにより、農地等の保全を図ります。
- 多面的機能支払制度を活用した農地等の保全活動を支援します。
- 環境直接支払制度を活用した自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援します。
- 河川における多様な生物の生息環境や景観などを良好な状態に保つため、河川等の清掃活動等の支援や啓発を行います。
- 藻場[※]、干潟[※]や河川における多面的機能発揮のため、漁業者による生態系保全などの取組を支援します。
- 生態系ネットワーク[※]形成の取組の一環として、森林・農地・漁場の持つ生物多様性[※]の保全機能についての理解促進を図ります。



多面的機能支払制度を活用した農地等の保全活動



藻場・干潟の保全活動

(3) 農林水産業を核とした元気な地域づくり

本県の強みである、生産地と消費地が近いという立地条件を生かし、農山漁村においては地域資源を活用した都市との交流などを通じて活性化を図るとともに、都市・都市近郊においては農業が持つ多様な機能の発揮を促進することにより、農林水産業を核とした元気な地域づくりを進めます。

ア 地域の特性を生かした農山漁村の活性化

地域の特徴ある資源を生かしたPRや観光関連産業と連携したグリーンツーリズム*などによる農山漁村と都市住民の交流の促進をはじめ、鳥獣被害対策の推進や小水力発電*の導入など、農山漁村を活性化する取組を推進します。

【取組】

- 地域に適した作目の栽培拡大や、農林水産物やジビエ*などの地域資源を生かした6次産業化*、農商工連携*などによる特産品の開発や販路拡大、観光農園等を軸にした都市農村交流など、地域が一体となった組織活動を支援します。
- 中山間地域*等において、集落間連携を促し、集落の共同作業を支援することにより耕作放棄地*の発生を抑制し、農業生産の維持を図ります。
- 中山間地域の活性化を図るため、「ふるさと・水と土指導員*」など地域の指導者を育成するとともに、その活動を支援します。
- 野生鳥獣の個体数や生息域の調査などにより、保護、捕獲すべき個体数等に関する方針を定め、市町村との連携を図るとともに、狩猟団体などと協力して、新たな捕獲の担い手の確保・育成を推進し、野生鳥獣の個体数の適切な調整に取り組みます。
- 鳥獣被害対策実施隊*等の捕獲リーダーの活動を支援し、地域ぐるみの計画的かつ総合的な活動により、野生鳥獣による農作物等への被害を防止します。
- 再生可能エネルギーの利用促進とともに、農業水利施設などの管理に必要な電力を作る農業用水を利用した小水力発電などの導入を促進します。
- 農林水産業と観光・健康・福祉分野との連携を視野に入れつつ、農山漁村ならではの魅力ある地域資源の発掘と磨き上げや「食と花の街道」の認定などにより、その魅力を都市住民や国内外の観光客に対して積極的にPRするとともに、農山漁村と都市近郊の施設が連携して相互の交流を図る取組や観光関連産業と結びついた取組などの推進によりグリーンツーリズム、ペイツーリズムの普及を図ります。
- 三河山間地域において、地元ならではのプログラムを企画する着地型観光*を推進し、道の駅などの交流施設に地域の観光情報の発信機能や観光レクリエーション施設としての地域連携機能等をこれまで以上に付加することにより、集客力の向上を図る観光客の受入先の取組を支援します。

- 「三河の山里サポートデスク※」が中心となって、「愛知県交流居住センター※」と連携し、都市と農村のマッチングを行うことにより、都市と農村の交流や移住・定住を促進するとともに、三河山間地域でのなりわいづくりを支援します。



集落の共同作業（草刈り）



箱わなで捕獲されたイノシシ



小水力発電（新城市四谷地区）



体験型交流施設（ついで手作り村）

イ 都市及び都市近郊における農業の振興

新鮮な農産物の都市住民への供給や農業体験・交流の場の提供、災害時の防災空間の確保など、都市及び都市近郊における農業が有する多様な機能が将来にわたり十分に発揮されるよう、その継続的な振興を図るための取組を促進します。

【取組】

- 都市農業振興基本法^{*}に基づく本県の計画を作成するとともに、市町村計画の作成を支援し、関係機関と連携して、都市及び都市近郊における農業生産の維持を図ります。
- 市町村や農業関係団体との連携のもと、ホームページ、SNS^{*}、直売所^{*}、交流施設など様々な機会を通じて、都市及び都市近郊農業の有する多様な機能への都市住民の理解促進を図ります。
- 農業者への技術指導や地産地消の推進、直売所を拠点とした農林水産業に関する情報発信などにより、都市的環境を生かした農産物の生産や販売の取組を支援します。
- 農業体験農園^{*}が都市近郊農業の経営モデルとして定着するよう、農業者への啓発や新たな農園開設希望者への支援を行います。
- 都市農業を営む者や市町村、農業関係団体、NPOなどとの協働により、農業体験農園や市民農園^{*}などにおける農作業体験や交流活動を通じて、農業への理解促進を図ります。



都市近郊地域の直売所の賑わい



農業体験農園における農業者による指導

第5章 | 重点プロジェクト

基本計画における3つの「めざす姿」の実現に向けて、第4章の施策体系に掲げた取組を総合的かつ計画的に推進する必要があります。加えて、今後5年間で着実な成果を挙げるには、関連する取組を効果的に組み合わせた展開を図っていくことも必要です。

そこで、「めざす姿」のキーワードである「競争力のある農林水産業の展開」、「身近な農林水産業の理解」、「安全で元気な地域づくり」に着目して、本県の強みや特長を生かした12のテーマを設定し、その実現に必要な各種の取組を「重点プロジェクト」としてパッケージ化し、関係機関と連携して効果的な施策の展開を図ります。

番号	プロジェクト
1	次代の「やる気」応援！農業担い手プロジェクト ～農起業支援センターを核に、産地と一体となった就農・定着を促進します～
2	あいちの水田農業強化プロジェクト ～ニーズに応える品種の開発・導入や農地の集約化、経営の合理化を図ります～
3	あいちの施設園芸高度化プロジェクト ～ICTを活用した「見える化」と「カイゼン」により 産地の生産性を向上します～
4	「花の王国あいち」パワーアッププロジェクト ～日本一の花き産地にふさわしい取組を生産から消費まで一体となって展開し、 あいちの花を県内外に広めます～
5	あいちの畜産強化プロジェクト ～地域ぐるみで高収益型畜産を実現します～
6	あいちの森林資源を生かす林業プロジェクト ～「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業を推進します～
7	あいちの水産業を支える伊勢湾・三河湾の生産力強化プロジェクト ～干潟・浅場の造成、漁村の活性化や資源管理の取組を進め、 水産資源の持続的利用を推進します～
8	いいともあいち・ブランド力強化プロジェクト ～県産農林水産物のブランド力強化とイメージアップを進め、 需要拡大を図ります～
9	直売所の交流&感動拠点化プロジェクト ～買って、知って、触れて農林水産業への理解促進を図ります～
10	農山漁村地域の防災・減災対策プロジェクト ～県土の強靱化を図り、農山漁村の豊かな暮らしを守ります～
11	緑豊かなあいちづくりプロジェクト ～森林・里山林・都市の緑を健全な状態で次世代に引き継ぎます～
12	三河山間地域の賑わいづくりプロジェクト ～やりがい、あじわい、ふれあいで都市との絆を深めます～

1 次代の「やる気」応援！農業担い手プロジェクト ～農起業支援センターを核に、産地と一体となった就農・定着を促進します～

一元的な就農相談窓口として県内8か所に設置した農起業支援センター※を核に、関係機関・団体等との連携を強化して、産地での受入体制の整備や定年帰農者の知識・技術の習得を支援するとともに、女性農業者の活躍を促進し、意欲ある多様な担い手の確保・育成を図ります。

背景

- 全国と同様に担い手の減少や高齢化が進行しており、存続が危ぶまれる産地が散在しています。
- 一方、近年、農業法人※等への雇用就農が増加する傾向にあります。
- 本県には、モノづくり産業で培われた多様なスキルを持った人材が多く、定年後の就農が期待されています。
- 女性農業者が一層活躍できる環境整備が求められています。

主な取組

【産地での受入体制の整備支援】

- ・ 関係機関・団体の連絡会議の開催や農起業支援センター相互の就農相談機能を強化します。
- ・ 産地の戦略の構築を支援し、地域の関係機関・団体が一体となった新規就農者などの受入体制を整備します。
- ・ 農業法人等が魅力ある就職先となるよう、農業法人等を対象とした研修を実施します。

【定年帰農者の知識・技術の習得支援】

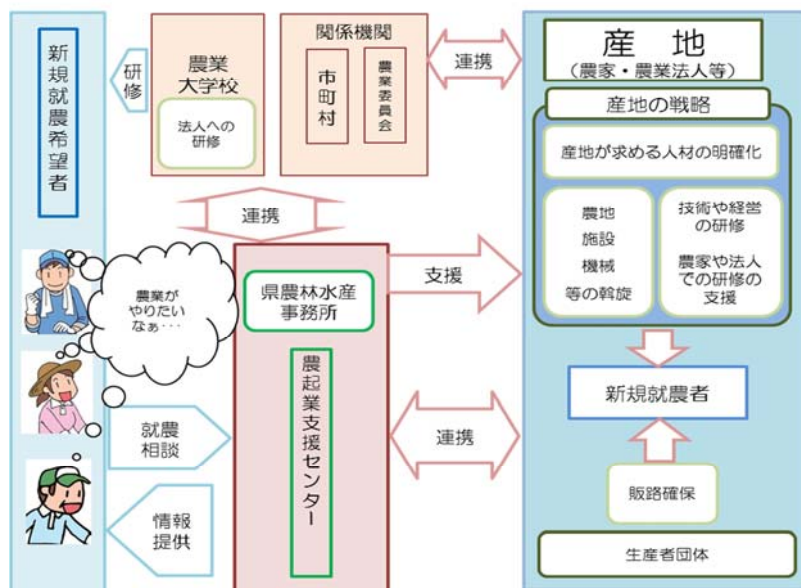
- ・ 市町村や農業団体等が実施する農業塾※と農起業支援センター、農業大学校※が連携して技術・経営指導や研修を行うことにより、定年帰農者のスキルアップを図ります。

【女性農業者の活躍促進】

- ・ 「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2020※」に基づき、女性農業者の早期の経営参画と政策・方針決定の場への参画を促進します。

イメージ図

産地における新規就農希望者の受入イメージ



就農相談会



活躍する女性農業者

2 あいちの水田農業強化プロジェクト

～ニーズに応える品種の開発・導入や農地の集約化、経営の合理化を図ります～

消費者や実需者*のニーズに応える良食味米の生産拡大や小麦の高品質生産等により優位販売をめざすと同時に、ICT*を活用した経営の合理化や農地の集積・集約化*の促進、農業生産基盤*の整備により生産性を高めることで、水田農業を取り巻く環境変化に対応できる大規模経営体が核となってあいちの水田農業を支える、力強い生産・販売体制を構築します。

背景

- 食の多様化に加え、高齢化や人口減少などにより米の消費量は、毎年減少しています。
- これまでは国が米の生産調整を行ってきましたが、平成30年度からは農業者などが中心となり需要に応じた生産ができるよう取組を進めることとしています。
- 併せて、TPP協定*の発効などにより、今後水田農業を取り巻く環境は大きく変化することが予想されます。
- 本県では、生産量を上回る消費があり、ニーズに応える米の生産により県内の優位販売が期待されています。

主な取組

【需要に応え優位販売につなげるブランド化の推進】

- ・消費者や実需者のニーズに応える新しい良食味米の生産を拡大し、併せて、あいち県産米のブランド化を推進します。
- ・小麦品種「きぬあかり*」について実需の要望に対応した高品質・安定生産を推進するとともに、知名度の向上を図ります。
- ・収量性や需要の高い稲・麦・大豆の新品種の開発・導入を推進します。

【資材費の削減・経営の合理化】

- ・経営の合理化を図るため、関係団体と連携し、資材費の削減及びICTを活用した管理システムの導入などを推進します。

【農地の集積・集約化の促進】

- ・効率化・大規模化を推進するため、農地中間管理機構の活用などにより、各地域の実情に応じた担い手への農地の集積・集約化を促進します。

【農業生産基盤整備の推進】

- ・生産性向上を図る農地の整備や農業水利施設などの安定的な機能発揮を図るための更新整備を推進します。

イメージ図



3 あいちの施設園芸高度化プロジェクト

～ICTを活用した「見える化」と「カイゼン」により産地の生産性を向上します～

本県農業の特長である施設園芸の競争力をさらに高めるため、県内産地に「あいち型植物工場」(P17参照)の拠点づくりを推進し、ICT^{*}を活用して「見える化」した栽培環境データを基に生産者グループ自らが分析することで、環境制御技術の「カイゼン^{*}」を進めます。また、その成果を産地全体で共有することで、さらなる生産性の向上を図ります。

背景

- 本県は、野菜や花などの温室やハウスが多く、全国屈指の施設園芸産地です。
- しかし、産地では、担い手の高齢化や施設の老朽化などにより生産力の低下が懸念されています。
- 一方、農業総合試験場では、低コストで既存施設に導入可能な「あいち型植物工場」の技術開発を進めており、生産性向上への期待が高まっています。

主な取組

【あいち型植物工場の拠点づくり】

- ・ 主要な品目、産地ごとに「あいち型植物工場」の拠点づくりを推進します。
- ・ 技術の高い農業者のグループ化を進め、そのグループを中心に、県や関係機関が連携し、ICTを活用して「見える化」した環境データや栽培管理技術を分析・改善し、高度な環境制御技術を確立します。

【あいち型植物工場の「個」から「面」への拡大】

- ・ 確立した技術をマニュアル化し、産地全体で共有する体制を構築します。
- ・ 拠点の取組を広く普及し、本県施設園芸産地の競争力を強化します。

イメージ図



本県が開発した環境測定装置「あぐりログ」

4 「花の王国あいち」パワーアッププロジェクト

～日本一の花き産地にふさわしい取組を生産から消費まで一体となって展開し、あいちの花を県内外に広めます～

マーケットインの視点に立った新品種や新技術の開発・普及を推進するとともに、花いっぱい県民運動（P35参照）の展開や花と緑のイベントの開催、輸出の促進などにより県内外の需要を拡大し、日本一の花き生産を誇る「花の王国あいち」のパワーアップに取り組みます。

背景

- 本県は、昭和37年以降連続して花き産出額が全国第1位を誇る「花の王国あいち」です。
- 花の消費は、若年層ほど少なく、減少傾向にあります。
- 県内の花の消費は、全国でも中位※注にとどまっています。
- 卸売市場等がセントレアを拠点として花きの輸出を始めており、本県からも鉢物類が香港などにテスト的に輸出されています。

※注：総務省家計調査

主な取組

【生産性及び品質向上の促進】

- ・商品性の高い新品種の開発・導入及び生産性を高める施設栽培技術の高度化を推進します。
- ・日持ち性の向上のため、コールドチェーン※システムの推進など生産・流通体制を整備します。

【花いっぱい県民運動の展開】

- ・「花の王国あいち」のシンボルマークを活用して県産花きをPRします。
- ・フラワーバレンタインやパートナーズデーなど新たな花贈り文化の普及を支援します。
- ・子どもの頃から花に親しむ花育※を推進します。
- ・セントレアや名古屋駅などをあいちの花で装飾し、観光客等のおもてなしをします。

【花と緑のイベントの開催】

- ・県民参加型のイベントとして「あいち花フェスタ」などを開催します。

【輸出の促進】

- ・花き生産者や卸売市場と連携し、海外見本市や商談会などへの出展を支援します。

イメージ図



フラワーバレンタイン



本県が開発した主な品種

5 あいちの畜産強化プロジェクト

～地域ぐるみで高収益型畜産を実現します～

時代のニーズを取り入れて開発した優良種畜やバイテク技術の利用と地域の関係者の連携により、人、家畜、畜舎、飼料などを確保し、地域ぐるみで高収益型畜産を実現する生産体制を県内全域に構築し、未来につながる地域一体型畜産を推進します。

背景

- TPP協定*の発効などにより、畜産を取り巻く環境は、今後、厳しさを増すことが予想されます。
- 本県では、ブランド化や生産性の向上を推進するため、名古屋コーチンや系統豚の開発、バイテク技術の普及により、畜産農家に優良種畜などを供給しています。
- 畜産農家や関係機関、行政が持つ資源や技術などを結集した地域ぐるみの畜産の収益性向上が求められています。

主な取組

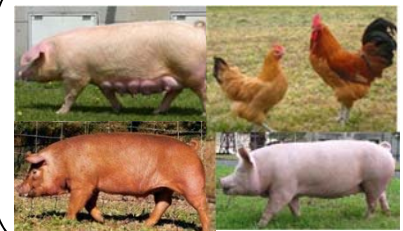
【優良種畜等の開発及び供給体制の整備】

- ・ 優良な種畜*や牛受精卵を畜産農家が効果的に導入・利用できるよう、種畜の開発や施設整備を含めた供給体制の整備を推進します。

【高収益型畜産の実現に向けた支援】

- ・ 畜産農家と関係業界が結集して、各々が持つ強みを生かして役割を分担し、生産から流通まで一体となった地域の畜産クラスター*を構築します。
- ・ こうした体制のもとで、高収益型畜産の実現に向けて構成員が持つ資源や知識、技術を活用し、生産施設や機械を整備することで、コスト削減や高付加価値化に取り組みます。
- ・ これらの取組から得られた成果、知見などを広く県内の畜産農家と関係業界に啓発・普及します。

イメージ図



優良種畜の開発と供給



優良受精卵の生産と供給

6 あいちの森林資源を生かす林業プロジェクト

～「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業を推進します～

名古屋市をはじめとする大消費地を抱える本県の特性を生かして木材利用を促進するとともに、充実した森林資源を活用して「伐る・使う→植える→育てる」を行うあいちの循環型林業を推進します。

背景

- 本県林業は、これまで戦後に植栽された森林の間伐※を主体に進めてきましたが、現在、森林資源は充実してきており、本格的な利用期を迎えています。
- 新たな製材工場や木質バイオマス※発電所の建設が計画されていることや、製材能力の強化を進めている既存の製材工場があることから、今後木材需要の増加が見込まれています。

主な取組

【木材生産量の増大】

- ・新たな木材生産システムによる生産性の向上を図ります。
- ・主伐や植栽、獣害対策を一貫して行う施策を推進します。
- ・森林施策の集約化と路網整備を推進します。

【生産を担う人材の確保・育成】

- ・新規就業者の確保と高度な知識、技能を有する林業技術者の育成を推進します。
- ・木材生産を担う林業事業体の経営基盤強化を図ります。

【効率的な流通・加工体制の強化】

- ・品質や性能の明確な製材品を安定して供給できる木材流通加工体制の強化を図ります。

【県産木材の利用促進】

- ・住宅関連イベント等におけるPRを実施します。
- ・住宅や公共施設などにおける利用促進を図ります。

イメージ図



新たな機械を活用した木材生産



公共施設での木材利用
(がんセンター愛知病院世弥森和ケアセンター)

7 あいちの水産業を支える伊勢湾・三河湾の生産力強化プロジェクト
 ～干潟・浅場の造成、漁村の活性化や資源管理の取組を進め、
 水産資源の持続的利用を推進します～

干潟*・浅場*の造成や藻場*の保全と漁村の活性化に合わせて、資源管理の取組を強化し、あいちの水産業を支える伊勢湾・三河湾の生産力をさらに高め、水産資源の持続的利用を推進します。

背景

- 魚類や貝類などは、適切な管理により持続的な利用が可能となる循環型資源であり、資源管理の強化が求められています。
- 伊勢湾・三河湾は、水産資源の産卵場や保育場として、あいちの水産業を支える大切な役割を果たす干潟や藻場が広がる豊かな漁場です。
- 今後も、多種多様なあいちの水産物を、安定的に供給することが期待されています。

主な取組

【干潟・浅場の造成と藻場の保全】

- ・干潟・浅場の造成と機能回復を図ります。
- ・藻場などの保全活動を推進します。

【漁村の活性化】

- ・水産物の安定供給を支えるための施設整備を重点的に支援し、力強い漁業生産地をつくります。

【資源管理の取組の強化】

- ・新たな漁業調査船を活用した小型魚を保護する改良漁具の開発や漁業者の資源管理の取組を強化します。
- ・日本一のあさり漁業を支える六条潟*の研究や効果的な種苗放流を推進します。

イメージ図



8 いいともあいち・ブランド力強化プロジェクト

～県産農林水産物のブランド力強化とイメージアップを進め、
需要拡大を図ります～

いいともあいち運動 (P21 参照) を活用した県内外へのPRなどにより、あいちが誇る全国トップレベルの農林水産物のさらなるブランド力強化や県産農林水産物全体のイメージアップを進め、需要拡大を図ります。

背景

- 本県には、うなぎや名古屋コーチンをはじめ、花き、抹茶、あさりなど、全国トップレベルのブランド力を持つ農林水産物があります。
- こうした主要品目の他にも産出額等が全国上位の農林水産物が多数ありますが、それらの知名度は必ずしも高くありません。
- そのため、主要品目のさらなるブランド力強化や、県産農林水産物全体のイメージアップにより、競争力を高めていく必要があります。

主な取組

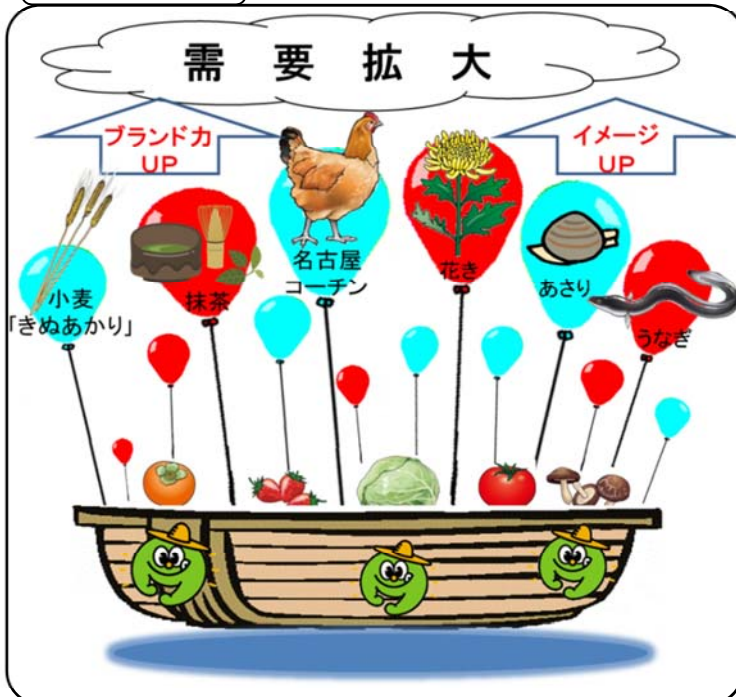
【主要品目のさらなるブランド力強化】

- ・魅力発信のためのイベントなどを開催します。
- ・ニーズに対応した新商品の開発や新たな販路の開拓を支援します。

【県産農林水産物の消費者等への浸透】

- ・農林水産物やPRイベントでの「いいともあいち運動」シンボルマークの積極的な活用を図ります。
- ・トップセールスの実施などにより、県産農林水産物の首都圏や海外向け需要の拡大を図ります。
- ・消費者や生産者、流通関係者などによる交流会の開催や、SNS*等を活用した情報発信に取り組みます。
- ・学校給食や社員食堂、観光施設などでの県産農林水産物の利用拡大を図ります。
- ・「あいち木づかいプラン*」に基づく公共施設や住宅等への県産木材の利用拡大を図ります。

イメージ図



トップセールス



9 直売所の交流&感動拠点化プロジェクト

～買って、知って、触れて農林水産業への理解促進を図ります～

直売所*において、生産者が消費者と交流する中でニーズを把握し、それに応えた商品やサービスを提供するという、生産と消費の好循環を生み出す仕組みづくりを進めます。さらに、消費者が生産現場を見たり、農林漁業を体験したりすることができる仕組みを加えることで農林水産業への理解促進を図ります。こうした好循環を生み出すコーディネート機能を強化するモデル的な直売所の育成に関係者と連携して取り組みます。

背景

- 安全で新鮮な農林水産物を生産していることや多面的機能*などへの理解を促進することは、消費者、生産者双方にメリットがあります。
- 理解促進を図るためには、消費者が生産者や生産現場に触れることができる機会を増やすことが重要です。
- 本県は大都市圏でありながら、農業県でもあり、身近な直売所は、多くの消費者への理解促進を進めるために有効な場所です。

主な取組

【豊富な品ぞろえと信頼の確保】

- ・質の高い新鮮な農林水産物を直売所に出荷する農業者を確保
 - ・育成するとともに、生産物の品質向上や品目の確保に向けた技術指導などに取り組みます。
- ・消費者の信頼確保のため適正な食品表示を推進します。

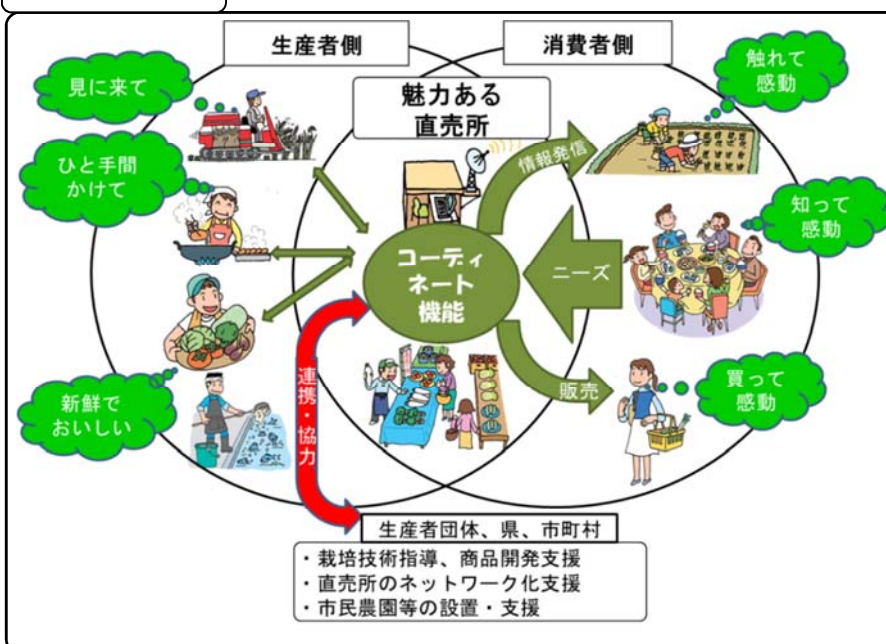
【ニーズに応える商品開発や情報発信】

- ・ニーズに対応した農林水産物の生産や6次産業化*による商品開発、農家レストランの展開を支援します。
- ・農林水産物の特長のPRなど、魅力を伝える表示の実施を支援します。

【地域との交流の促進】

- ・農林水産業の大切さをもっと知ってもらうため、積極的な情報発信を支援します。
- ・学校や地域の企業などを対象に実施する農業者のほ場見学ツアーや市民農園*などにおける農業体験の取組を支援します。

イメージ図



品揃え豊富な直売所



小学生による田植え体験

10 農山漁村地域の防災・減災対策プロジェクト

～県土の強靱化を図り、農山漁村の豊かな暮らしを守ります～

全国有数の農業県・日本一の産業県あいちを支える県土の強靱化を図るため、ため池や排水機場などの農業水利施設や治山施設*、漁港施設、海岸保全施設、海岸防災林の整備や耐震化などを推進し、安全で安心できる豊かな暮らしの実現をめざします。

背景

- 気候変動の影響や南海トラフ地震*などによる災害発生リスクが高まっています。
- 本県は我が国最大級のゼロメートル地帯 (P40参照) を抱え、高潮や津波による甚大な被害が想定されます。
- ため池の決壊や斜面崩壊の防止対策、低平地における排水機の更新、漁港の防災機能の強化、海岸保全施設などの耐震化、海岸防災林の維持・整備の推進が喫緊の課題となっています。

主な取組

【防災・減災機能の向上（耐震化等の推進）】

- ・ 山地災害から人命や人家を守る治山施設の整備と維持管理や、適切な森林整備を推進します。
- ・ ため池の決壊防止のための耐震化を推進します。
- ・ 排水機場の計画的な更新整備を推進します。
- ・ 漁港施設の耐震・耐津波化を推進します。
- ・ 津波や高潮から背後地を守る海岸保全施設の耐震化を推進します。
- ・ 津波被害の軽減効果を持つ海岸防災林の維持・整備を推進します。
- ・ 排水機場の屋上等高所へ避難するための階段などの設置を推進します。

【ソフト対策の充実】

- ・ ため池ハザードマップなどにより防災・減災への意識向上を図ります。
- ・ 排水機の維持管理に対する支援を行います。

イメージ図



11 緑豊かなあいちづくりプロジェクト

～森林・里山林・都市の緑を健全な状態で次世代に引き継ぎます～

平成 31 年度に予定されている第 70 回全国植樹祭*の開催や「あいち森と緑づくり事業」をはじめとした森林整備、愛知万博記念の森としての「海上の森」の保全・活用など、森と緑の持つ多面的機能*を適切に発揮させ、山から街まで緑豊かな県土を次世代に引き継ぐための取組を推進します。

背景

- 本県には、三河山間部の森林、名古屋圏を中心とする都市の緑、その中間に位置する里山林といった多くの緑が存在します。
- こうした森や緑が持つ多面的機能を適切かつ継続的に発揮させることが、県民から期待されています。

主な取組

【全国植樹祭の開催に向けた県民運動の展開】

- ・本県の森と緑づくりを全国に発信します。
- ・市町村と連携し、県内各地で関連行事を開催します。

【多様な森林づくりの推進】

- ・間伐*など適切な森林整備を推進します。
- ・針広混交林*や広葉樹林など自然の力を生かして育まれる森林への誘導を図ります。
- ・高齢化した森林の若返りを図ります。
- ・シカやノウサギなどの獣害防止対策の強化を図ります。
- ・間伐材の有効活用を進めます。

【県民参加による森と緑づくりの推進】

- ・NPO などとの協働による海上の森の保全と活用を進めます。
- ・企業や地域住民などとの協働による森林整備を進めます。
- ・NPO などによる森と緑の保全活動や環境学習を進めます。

【都市の緑の保全、創出】

- ・都市部における民有地の緑化を進めます。
- ・都市部の既存樹林の保全を進めます。

イメージ図

針広混交林への誘導



全国植樹祭の開催



海上の森の保全と活用



都市の緑の創出



12 三河山間地域の賑わいづくりプロジェクト

～やりがい、あじわい、ふれあいで都市との絆を深めます～

三河山間地域における農林業の生産維持・向上を図り、山里の豊富な資源を活用して、その魅力を創造・発信することで、都市との交流・連携を深め、人と仕事を呼び込むことにより地域の賑わいづくりにつなげます。

背景

- 三河山間地域は、人口の減少や高齢化が進み、集落機能が低下しています。
- 農林漁業者の高齢化や担い手の減少により、生産の維持が難しくなっています。
- 特色ある地域資源を磨き上げ、その魅力を発信していくことが必要です。
- 名古屋市との近接性や高速道路網の段階的整備により、山間地へのアクセスが向上しつつあります。
- 地方移住の機運の高まりや交流人口の増加を起業・就業、移住・定住へと発展させることが期待されています。

主な取組

【生産活動の維持・向上】

- ・地域の共同活動による生産の維持や森林の保全を支援します。
- ・山間地域ならではの売れる作目の栽培拡大を図ります。
- ・「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業を推進します。
- ・鳥獣被害防止対策の強化を図ります。
- ・農林業の就業相談と技術習得を支援します。
- ・農業用水を利用した小水力発電*などの導入を促進します。

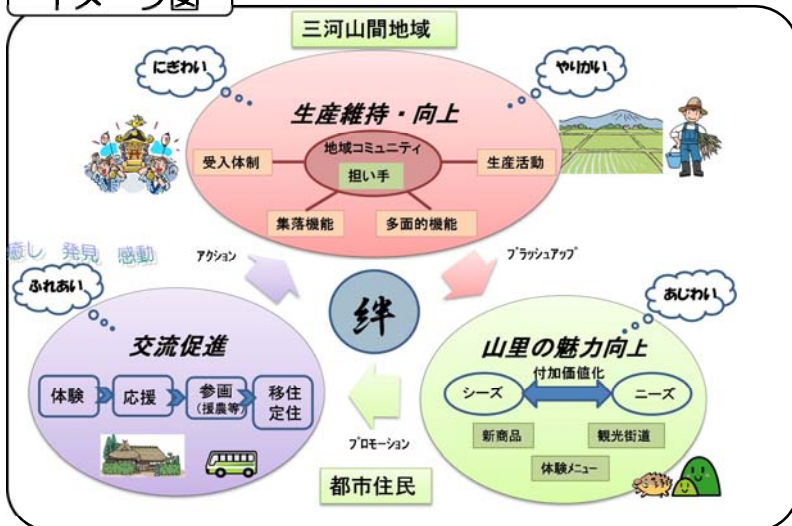
【山里の魅力向上】

- ・農林産物、シビエ*などの地域資源を活用した特産品の開発と販路拡大を支援します。
- ・収穫・加工・伝統工芸などの体験企画の取組を拡充します。
- ・「食と花の街道」の認定などによる観光資源の発掘と磨き上げを推進します。

【都市農村交流の促進】

- ・SNSなど多様なメディアを活用した情報発信を図ります。
- ・地元が企画する着地型観光*の推進を支援します。
- ・交流施設の多機能化による集客力の向上を支援します。
- ・三河山間地域でのなりわいづくりを支援します。
- ・「三河の山里サポートデスク*」が中心となって、移住・定住を促進します。

イメージ図



四谷千枚田



田植え体験

第6章 施策に対応した数値目標

基本計画の推進を図り、進捗状況を評価する指標として、第4章の「施策体系と主な取組」に掲げた施策項目ごとに、以下の数値目標を設定しました。

柱	施策体系 (大項目)	目標項目(32)	目標数値【平成32年度】 ()内は現況数値
1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保	(1) あいちの強みを生かした技術による品質や生産性の向上	新技術の開発件数 ¹⁾	5年間で25件
		新品種等の開発件数 ¹⁾	5年間で25件
	(2) マーケットインの視点に立った生産・流通の改善と需要の拡大	加工・業務用需要野菜の出荷量 ²⁾	33,000t(31,505t)
		県が行う6次産業化への支援件数 ^{1) 9)}	5年間で1,135件
		東京中央卸売市場における本県リーディング品目 ¹⁰⁾ (キク、キャベツ、おおば)の合計平均市場占有率 ³⁾	50%(46%)
		「いいともあいち運動」シンボルマーク新規表示商品数 ¹⁾	5年間で500商品
		輸出に向けた商談件数 ^{1) 11)}	毎年150件(105件)
	(3) 意欲ある人が活躍できる農業の実現	新規就農者数 ¹⁾	毎年210人(200人)
		農業法人数 ¹⁾	800法人(595法人)
		担い手への農地集積面積 ¹⁾	33,600ha(24,574ha)
		農地や農業水利施設等の整備・更新面積 ¹⁾	5年間で9,500ha
	(4) 資源を生かす林業の実現	県産木材生産量 ¹⁾	18万m ³ (11.6万m ³)
		新規林業就業者数 ¹⁾	5年間で200人
		森林経営計画の新規認定面積 ¹⁾	5年間で8,000ha
	(5) 持続可能で活力のある水産業の実現	漁場の整備面積 ¹⁾	5年間で160ha
		栽培漁業センターにおける放流種苗の生産尾数 ¹⁾	毎年28,700千尾・個 (28,700千尾・個)
		新規漁業就業者数 ¹⁾	毎年35人(20人)
	(6) 食品の安全・安心の確保と環境への配慮	愛知県HACCP導入施設新規認定数 ⁴⁾	毎年5施設(5施設)
		食品表示の普及啓発研修の開催回数 ¹⁾	毎年20回(16回)
		エコファーマー新規累計認定者数 ¹⁾	5,600人(5,360人)

柱	施策体系(大項目)	目標項目(32)	目標数値【平成32年度】 ()内は現況数値
2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践	(1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進	「いいともあいち運動」を知っている人の割合 ⁵⁾	25% (19.6%)
		農林水産部全体のホームページ閲覧件数 ¹⁾	400万PV(298万PV)
		農林漁業を体験する主な活動参加者数 ¹⁾¹²⁾	8.4万人(7.7万人)
	(2) 食育の推進による健全な食生活の実践	食育推進ボランティアから食育を学んだ人数 ¹⁾	毎年10万人(9.1万人)
無駄や廃棄の少ない食事づくりを積極的に行っている人の割合 ⁶⁾		50% (41.8%)	
3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり	(1) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保	農山村地域の防災・減災対策面積 ¹⁾	5年間で6,500ha
		農林道の整備・保全延長 ¹⁾	5年間で40km
	(2) 森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮	森林・農地・漁場の保全・整備面積 ¹⁾	森林 毎年4,000ha(3,878ha) 農地 毎年19,000ha(19,000ha) 干潟・浅場 毎年5ha (5ha)
		森林・農地・漁場の保全活動面積 ¹⁾	森林 200ha (199ha) 農地 32,460ha(32,451ha) 漁場 2,400ha(2,400ha)
	(3) 農林水産業を核とした元気な地域づくり	三河山間地域の資源を活用した観光レクリエーション施設等の利用者数 ⁷⁾	660万人(630万人)
		鳥獣被害対策実施隊等の捕獲リーダー数 ¹⁾	210人(164人)
		尾張地方の直売所の出荷者数 ⁸⁾¹³⁾	4,600人(4,135人)

出典

- 1) 愛知県農林水産部調べ
- 2) 農林水産統計(農林水産省)
- 3) 東京都中央卸売市場
- 4) 愛知県健康福祉部調べ
- 5) 県政世論調査(愛知県)
- 6) 消費生活モニター*アンケート(愛知県)
- 7) 愛知県観光レクリエーション利用者統計
- 8) JAGグループ愛知調べ

備考

- 9) 6次産業化支援事業によるプランナー派遣件数
- 10) 県産出額が100億円以上かつ全国1位で、当該市場での占有率20%以上を確保している品目
- 11) 県主体及び県関与で行った商談会における商談件数
- 12) 小学校における農林漁業体験、花育教育、小中学生を対象とした森林・林業体験、小学生等を対象とした漁業体験及び市民農園、農業体験農園、農業塾での農業体験、森林・林業体験を行った人数の合計
- 13) 尾張地方には知多、海部も含む

第7章 基本計画の達成に向けて

1 基本計画の推進

県は、農林水産業関係団体、県民などと役割を分担し、協働しながら、また市町村との連携を図りつつ、基本計画に掲げた食と緑に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 県推進体制

県は、農林水産業関係団体、消費者団体、学識者などで構成する「食と緑の基本計画推進会議」を開催し、食と緑に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 地域推進体制

各農林水産事務所は、市町村、地域の農林水産業関係団体、地域の消費者団体などで構成する「食と緑の基本計画地域推進会議」を開催し、食と緑に関する施策を、地域の特長や実情に応じて計画的に推進します。

(3) NPOなど多様な主体との協働

県は、施策の推進にあたっては、NPOや企業、大学など多様な主体との積極的な連携を図り、協働活動を進めます。

(4) 市町村との連携、協力

基本計画の達成のためには、地域の特長や実情に応じた取組が必要であることから、県は、市町村と密接に連携・協力して取組を進めます。

(5) 多様な手法による情報の発信

県は、SNSなど多様なメディアの活用、情報の多言語化などにより、食と緑に関する県や農林漁業者等の取組を広く発信します。

2 基本計画の進行管理

(1) 年次レポートの作成

県は、基本計画の的確な推進を図るため、各推進項目に基づく具体的な施策や事業の取組状況などをまとめたレポートを毎年度作成し、進行管理を行います。

(2) 評価

県は、基本計画に掲げた施策目標について、毎年度その達成状況を確認し、基本計画の評価を行うとともに、その結果を翌年度以降の事業立案等に反映させていきます。

3 基本計画の周知

基本計画を達成するためには、県民一人ひとりの取組が不可欠であることから、県はさまざまな機会を通じて、県民への基本計画とその進行状況の周知に努めます。

參考資料

用語の解説

【あ行】

あいち木づかいプラン (P20,55)

県産木材の利用促進を図るため、木造・木質化の推進、木材用途の拡大、木材利用の普及啓発、県産木材利用技術の開発における県の取組を具体的なアクションプランとしてとりまとめ、毎年度策定しているもの。

愛知県交流居住センター (P45)

短期滞在を含めたさまざまな田舎暮らしを交流居住と位置づけ、交流居住を希望する都市住民と受入山間地域とのマッチングシステムとして、県や市町村、大学、民間企業などが発起人となって平成20年4月に設立した組織。

愛知県緑化基本計画 (P34)

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例を踏まえ、県が取り組む緑化関係施策を総合的に推進する指針として策定する計画。

愛知県林業労働力確保支援センター (P27)

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき知事が指定するもので、本県では、公益財団法人愛知県林業振興基金が指定を受け、就業相談や労働者の資質向上のための研修などの事業を行っている。

「あいち認証材」制度 (P20)

木材又は製材品が、県内で産出、加工されたものであることを、愛知県産材認証機構の認定事業者が証明する制度。

あいち農山漁村男女共同参画プラン2020 (P23,48)

農林水産分野における男女共同参画を推進するために、県、関係機関、農林漁業団体が相互に連携して取り組む計画。平成6年に策定した「あいち農山漁村女性プラン」以降4回目の改定プランとして、平成28年3月に策定。

愛知県食育推進会議 (P37)

「食育基本法」に基づき、愛知県食育推進計画の作成及びその実施を推進するために県が条例により設置している会議。

浅場 (あさば) (P14,29,41,54)

陸域から栄養分が供給され、太陽光が十分に届くため、海草・藻類や魚類などさまざまな生物の生育に適している浅い海のこと。干潟と同様に生物の営みにより海水を浄化する機能がある。水深等の明確な定義はないが、本県では、干潟に続く概ね水深5mまでの水域を浅場としている。

エコファーマー (P33)

環境にやさしい農業に取り組む計画を作成して知事の認定を受けた農業者のこと。①堆肥などを利用した土づくり、②化学肥料を減らす取組、③化学農薬を減らす取組を実施する計画を立てることで認定を受けることができる。

エコフィード (P33)

食品残さ等を利用して製造された飼料のこと。食品リサイクルによる資源の有効利用や飼料自給率の向上等を目的とする。

【か行】

カイゼン (P16,50)

いわゆる「改善」のこと。生産現場で行われている作業の見直し活動のことを指す。

貝毒 (P31)

二枚貝類が毒素を持つ特定のプランクトンを大量に摂食することにより毒性を持つ現象のこと。毒素を持つプランクトンは水温の上がりをはじめ3月ごろから5月ごろの期間に増殖することが多いため、本県では、冬の終わりから海水中のプランクトンや貝の検査を行い、安全を確かめている。

価格安定制度 (P23)

野菜や畜産物の生産・出荷の安定を図り、農業の健全な発展と国民の消費生活の安定に役立てるために、価格の暴落等があった場合に、国、県及び生産者等が事前に積み立てた資金を生産者に補給金として交付する制度。

環境保全型農業 (P12)

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮して取り組む持続的な農業のこと。

間伐 (P14,39,41,53,58)

立木の成長に伴い混み合った森林を健全な状態に導くために行う抜き切り作業のこと。主伐までの間の中間収入を得るためにも行われ、立木の成長を促すとともに森林の持つ多面的機能を高めるための重要な作業である。

基幹経営体 (P12,23)

経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得（年間農業所得概ね800万円）を確保しうる農業経営体のこと。

きぬあかり (P49)

愛知県農業総合試験場が開発し、平成23年に品種登録した小麦品種のこと。愛知県の栽培環境に適し、作りやすく、収量性が高い。「きぬあかり」で作ったきしめんやうどんは、色が明るく、つるつる、もちりの美味しい麺ができる特長がある。

魚礁（ぎょしょう） (P29)

魚類が繁殖したり、すみかとしたりするために海中等に設置される人工物のこと。

グリーンツーリズム (P44)

緑豊かな農山漁村地域で、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。都会の人々が、農山漁村を訪れ、休日を過ごしたり、農作業や特産物づくりの体験をしたり、その地域に伝わる文化などにふれたりして、自然の中で田舎ならではの貴重な体験

をすることができる。受入側の農山漁村においても地域の活性化等の効果が期待されている。

経営所得安定対策 (P23)

担い手農家の経営安定のため、諸外国との生産条件の格差により不利がある麦や大豆などの農産物に対する交付金や、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット。

飼料用米・麦・大豆などの本作化を進め水田のフル活用を図る交付金からなる対策。

耕作放棄地 (P25,43,44)

これまでは耕作されていた土地で、調査前の1年以上耕作が行われず、かつ、農地所有者がこの数年の間に再び耕作する意思を持っていない土地のこと。（農林業センサス）

高性能林業機械 (P12,27)

チェーンソーや刈払機などの機械に比べて、作業の効率性や身体への負担軽減などの点で性能が著しく高い大型の林業機械のこと。本県では主に「スイングヤード」（伐採した木を林内から引き出す機械）、「プロセッサ」（伐採した木の枝を落とし、必要な長さの丸太に切る機械）、「フォワーダ」（丸太をトラックまで運ぶ機械）が利用されている。

口蹄疫（こうていえき） (P31)

牛、豚、ヤギ、シカなどの偶蹄類（ぐうていいるい）の動物（偶数のひづめをもつ動物）が感染する伝染病で、感染すると口の中や鼻、蹄（ひづめ）に水ぶくれや潰瘍（かいよう）を起し、発育不良になるなど、畜産業に甚大な経済的被害を及ぼす。死亡率は低いが伝染力が極めて強く、ひとたび発生すると大流行を引き起こし、防疫（ぼうえき）が極めて困難になることから、最も警戒が必要な家畜伝染病の一つとされている。

高病原性鳥インフルエンザ (P31)

鳥類に感染するインフルエンザを鳥インフルエンザと呼び、中でも家きん（鶏やウズラなど）に強い病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザという。発生すると家きん産

業に甚大な経済的被害を及ぼすことから、最も警戒が必要な家畜伝染病の一つとされている。

効率的かつ安定的な漁業経営体 (P11)

他産業の所得以上の漁業所得(500万円)がある漁家及び企業。

国家戦略特区 (P19)

内閣総理大臣主導で成長戦略を実現するため、区域を限定して大胆な規制改革等を集中的に実行する制度。平成25年に国が創設。

コールドチェーン (P19,51)

生鮮食品や花き等において、品質を保つため、生産段階から消費段階まで所定の低温に保ちながら流通させる体系のこと。

【さ行】

次世代施設園芸拠点 (P16)

ICTを活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産を実現するとともに、地域資源エネルギーを利用する大規模な施設園芸の拠点のこと。国が事業を実施しており、平成27年には、愛知県の事業計画が東海地区で初めて採択を受け、豊川浄化センター（豊橋市）の敷地内で、下水処理場の放流水の熱を利用し、高度な環境制御を行うミニトマトの大規模栽培施設の整備を進めている。

実需者 (P16,17,19,49)

生産者から生産物（米、麦、大豆、野菜等）を購入・販売する加工事業者、流通販売事業者のこと。具体的には、精米事業者、製粉事業者、炊飯事業者、製麺事業者、豆腐・納豆製造事業者、米穀販売店、麺類食堂、カット野菜等食品加工業者、外食事業者等。

シビエ (P44,59)

フランス語で、狩りで食材として捕獲された野生の鳥獣もしくはその肉のこと。

市民農園 (P36,46,56)

都市住民のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などのために、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。自治体、農協、農家、企業、NPOなどが開設できる。

収去検査 (P31)

食品衛生法または食品表示法に基づき、食品営業施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査のため必要な限度において検体（食品、食品添加物、容器包装など）を無償で採取する行為を収去といい、収去した食品等の検査をすることを収去検査という。

種畜 (P17,52)

繁殖用家畜のこと。体型、能力、血統など後代に優れた形質を伝える優良な家畜を選抜する。本県では愛知県畜産総合センターにおいて、種畜の供給を行っている。

飼養衛生管理基準 (P31)

家畜伝染病予防法に定められた家畜の所有者が守る衛生管理の基準のこと。

消費生活モニター (P61)

本県消費者行政の推進に役立てるため、県内に居住する満20歳以上の方に依頼して、日常生活の中での危険な商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の需給・価格動向などの観察・情報提供、アンケートへの協力及び消費者行政に関する意見・要望の提出をしてもらう制度。

食育推進ボランティア (P37)

県民が自らの「食」について考え、情報を正しく理解して望ましい食生活を実践していくことができるように、県内各地域で「食育」の推進活動を自主的に行う県登録のボランティアのこと。

小水力発電 (P44,59)

水が高いところから低いところに向かって流れるエネルギーを利用して電気を作り出すもので、出力1,000キロワット以下の比較的

小規模な発電のこと。

飼料用米 (P17,33)

水田を利用して生産される家畜の飼料となる米のこと。家畜飼料として広く用いられているとうもろこしと同等の栄養価をもつ。海外穀物相場に左右されない国産穀物であるため、畜産農家の経営安定に寄与することが期待されるほか、主食用米と同様に栽培（転作）ができるため、主食用米の需給調整における戦略作物としての取組も進んでいる。

少花粉スギ (P17)

花粉の生産量が一般のスギと比べて1%以下と極めて少ない特性を持つスギ品種のこと。本県には、「東加茂2号」、「東加茂5号」の2品種がある。

針広混交林 (P41,58)

針葉樹と広葉樹の複数の樹種から構成されている森林のこと。

森林計画制度 (P27)

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、「森林法」に基づき、伐採、植林、保育などの森林の整備と保全に関して、国、県、市町村、森林所有者等の各段階で計画を作成、実行する制度。

森林GIS (P27)

森林に関する位置情報とそれに関連した各種情報（所有者、面積、樹種、林齢等）を一元的に管理し、コンピュータ上で視覚的に表示するシステムのこと。

水産エコラベル (P34)

水産物や製品が「水産資源の管理」や「生態系への配慮」に取り組む漁業によって漁獲されたものであることを証明する制度に基づき、認証されると付けることができる目印となるラベルのこと。消費者はこのラベルの付いた水産物や製品を選ぶことで「水産資源と環境に優しい漁業」を応援することができる。

生態系ネットワーク (P43)

土地利用の転換や開発などによって分断され、孤立した自然を保全・再生してつなげ、生態系が回復した状態にすること。本県では、生態系ネットワークの形成を、あいち生物多様性戦略2020の行動計画の第一の柱に位置付け、県内各地で生態系ネットワーク協議会の設立・支援に取り組んでいる。

生物多様性 (P33,41,43)

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上には、様々な自然の中に3,000万種とも言われる多様な個性を持つ生きものがいて、互いにつながりあい、支えあって生きており、私たち人間もその一員として生かされている。生物多様性条約では、生物多様性をすべての生きものの中に違いがあることと定義し、「生態系」「種」「遺伝子」という3つのレベルの多様性があるとしている。

性判別精液 (P17)

精液には雌雄それぞれの染色体を持つ精子が含まれており、選択的に雌雄どちらかの精子が多く含まれるよう人為的に加工した精液のこと。この精液を活用することで、乳用牛では生乳生産の基盤となる雌牛、肉用牛では増体の良い雄牛を効率的に生産することが期待される。

全国植樹祭 (P34,58)

国土緑化運動の中心的な行事として、天皇后陛下の御臨席のもと、昭和25年以来毎年開催されている行事。国民の森林に対する愛情を培うことを目的に、全国各地から緑化関係者等の参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等をおこなう。

【た行】

大区画化 (P25)

農地の集積・集約化、生産コストの削減を促進するため、農地の区画整理や畦畔除去により、水田においては、標準的な30アール

(3,000㎡)から1ヘクタール(10,000㎡)程度へと区画を大きくすること。

多面的機能

(P4,7,8,13,14,29,34,36,41,43,56,58)

県土や自然環境の保全、水源のかん養、洪水の防止などの森林、農地、海及び川が有する農林水産物の供給以外の多面にわたる機能のこと。森林、農地、海及び川で農林水産業が適切に営まれることにより維持される。

畜産クラスター (P23,33,52)

畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。国は畜産クラスターの構築を全国的に推進している。

治山施設 (P14,39,57)

林地の崩壊により人命や財産などに危害を及ぼすおそれがある場所等において、荒廃した溪流の浸食や土砂の流出を防止したり、山腹斜面を安定させるために設置する施設。

知的財産 (P16,17,22)

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物などの人間の創造的活動により生み出されるものや、商標、商号その他事業活動に有用な技術上の情報などのこと。その権利は特許法や種苗法をはじめとするさまざまな法律で保護されている。

知の拠点あいち (P31)

付加価値の高いモノづくりをソフト・ハード両面から支援するため、本県が愛・地球博会場跡地に整備を進めている、最先端の研究開発環境を備えた拠点のこと。大学等の技術シーズを企業の事業化へとつなげる「重点研究プロジェクト」など、産学行政による共同研究開発を推進している。高度な計測分析機器を備え、県内6か所の技術センターと連携して地域企業への技術支援を行う「あいち産業科学技術総合センター」、ナノレベルの先端・計測分析施設である「あいちシンクロトロン光センター」及び新エネルギー関連技術の実用化を促進する「新エネルギー実証研究

エリア」で構成されている。

着地型観光 (P44,59)

観光客の受入先である地域側が企画し、現地集合・現地解散で実施される観光プログラムのこと。地域のことを熟知している分、特色ある内容になることが期待される。

中山間地域 (P14,43,44)

国の農林統計で用いる地域区分において、山間農業地域（林野率が80%以上、耕地率が10%未満の市町村）と中間農業地域（林野率が主に50%~80%で、傾斜地が多い耕地がある市町村）を併せた区域をいう。

中小企業地域資源活用促進法 (P19)

中小企業地域資源活用促進法（「中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）」）は、地域の産業資源を活用して新商品、新サービスの開発、販売に取り組む中小企業に対して、金融・税制面をはじめとする総合的な支援を行い、地域経済の活性化を図ることを目的として、平成19年6月に施行された法律。

直売所 (P36,46,56)

地域の農家や農業協同組合などが設置した地場産の農林水産物等を販売する施設のこと。

地理的表示保護制度 (P20,22)

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として保護する制度のこと。平成26年6月に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）が制定。

鳥獣被害対策実施隊 (P44)

鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等といった鳥獣被害対策の実践的活動を担う組織。

東海三県一市グリーン購入キャンペーン (P38)

購入する前に必要性をよく考え不必要な物は購入しない、物を購入する際は環境に配慮して作られた商品やゴミの排出量の少ない商品を積極的に選んで購入するといった、グリーン購入の普及と定着を図るため、東海三県一市の行政、企業等が連携、協働して消費者に働きかけるキャンペーン（平成14年度～）。

特定家畜伝染病 (P31)

家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産大臣が指定した伝染病のこと。口蹄疫、BSE（牛海綿状脳症）、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザ等が指定されている。

都市農業振興基本法 (P14,46)

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に制定された法律。平成27年4月22日公布・施行。

【な行】

中食（なかしょく） (P7,11)

レストラン等へ出かけて食事をする外食と、家庭内で手作り料理を食べる「内食（ないしょく）」の中間にあって、市販の弁当やそう菜等、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校・屋外等へ持って帰り、そのまま（調理加熱することなく）食事として食べられる状態に調理された日持ちのしない食品の総称。

南海トラフ地震 (P8,14,39,57)

太平洋沖の南海トラフ（静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000メートル級の海底の溝）沿いの広い震源域で連動して発生すると想定されているマグニチュード9級の巨大地震。

日本型食生活 (P13,38)

米を中心に水産物、畜産物、野菜など多様な副食から構成され、栄養バランスに優れたわが国独自の食生活のこと。昭和50年代半ばごろまで広く実践されていた。

農起業支援センター (P23,48)

就農希望者に対する就農相談や就農後の生産技術指導等の支援を行う拠点。県内8か所の農業改良普及課に設置。

農業委員会 (P25)

市町村に設置される行政委員会の一つ。農家から選挙で選ばれた委員、農業団体から推薦された委員及び市町村議会から推薦された委員からなる合議体で、農地の権利移動の許認可、農地の利用状況の調査、農地の利用関係の調整、行政庁への建議などを行っている。

農業塾 (P23,48)

市町村や、JA、NPO法人などが実施する座学や実習を取り入れた講座のこと。初心者コースから農業の担い手を育成するコース、また栽培品目を限定したコースなど地域の実情に合わせて開設されている。

農業振興地域整備計画 (P25)

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、知事の指定した農業振興地域の区域内にある市町村が、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために定める総合的な計画。

農業生産基盤 (P12,23,49)

田畑、水路、農道などの農業生産の基礎となる土地や施設。

農業大学校 (P23,48)

農業後継者や農業の担い手などに対して農業に関する教育及び研修を行うために県が岡崎市内と長久手市内に設置している教育研修施設。

農業体験農園 (P36,46)

農地を区画貸しする一般の市民農園とは異なり、農地所有者等が自ら行う農業経営の中に、都市住民等が、連続した農作業を体験できるもので、経営の主体が農地所有者等の農業経営者にあることが明確である消費者参加型の農園。

農業法人 (P23,48)

稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人の総称。

農業用ため池 (P14,39)

かんがい用水の確保のため、山裾などに築堤した人工の池のこと。大きな河川が少ない半島部や丘陵地帯に多くあり、今なお貴重な水源として地域を潤している。県内には約2,400か所（貯水量はナゴヤドーム44杯分に相当）あり、その内決壊した場合に人家などに甚大な被害が及ぶ恐れのある「重点防災ため池」が700か所余りある。

農業用排水機場 (P39)

農地や農作物のたん水被害、周辺住宅等の浸水被害を防止するために、雨水等を強制的に河川や海などに排水するポンプ場のこと。県内には400か所余りあり、自然排水できないゼロメートル地帯では、暮らしの生命線になっている。

農商工連携 (P19,44)

農林水産業者と商工業者がそれぞれの経営資源を持ち寄り、新商品や新サービスの開発などに取り組むこと。平成20年には農商工等連携促進法（「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）」）が施行され、取組を支援する法的な枠組みが整備された。

農村輝きネット・あいち (P34)

愛知県内の農村女性で構成されている団体のことで、全国組織の全国生活研究グループ連絡協議会に所属している。農業や食文化等を県民に伝承する活動に取り組んでいる。

農地海岸 (P39)

背後に主に干拓事業で造成された農地を抱える海岸のことで、農地や農業用施設とそこで展開される農業生産活動や暮らしを守っている。

農地の集積・集約化 (P25,49)

農地の集積とは、農作業を効率化し生産コストを下げするため、地域で中心になる意欲的な農家（担い手）に農地を集めることであり、農地の集約化とは、複数の場所に分散している農地を、一連の農作業の実施に支障が出ないように、面としてまとまった形に集めること。

農地の汎用化 (P25)

水田に麦・大豆・野菜等の畑作物を導入できるよう排水改良を行うこと。

農地利用集積円滑化事業 (P25)

市町村や農協などが、農地の流動化を図り、農業経営の規模拡大や農地の面的なまとまりを持たせるために、農地の所有者から担い手への農地の権利移動（農地の売渡し、貸付など）を仲介する事業。

農薬管理指導士 (P31)

農薬の取り扱いや安全性の確保に関して専門的な知識を有する指導者。農薬の販売者やゴルフ場における農薬使用者などに対し、県が専門研修を行い、一定水準以上の者を認定。

農林水産業国際競争力強化センター (P22)

農林水産物等の輸出促進の検討や海外における商談会等への出展支援など、輸出に関する総合的な窓口として食育推進課に設置。

【は行】

バイオマス (P33,53)

石油や石炭といった化石資源を除く、食品廃棄物、家畜排せつ物、未利用の木材や廃材など、動植物に由来する再生可能な有機性資

源のこと。

花育 (P13,35,36,51)

花や緑に親しみ育てる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育むこと。

干潟 (P14,29,41,43,54)

干潮時に沿岸域に現れる砂や泥がたまった場所のこと。多くの生物の産卵、生育の場であるとともに、貴重な漁場でもある。また、多種多様な生物の活動により海水が浄化されるという機能もある。

人・農地プラン (P25)

集落・地域の関係者が徹底的な話し合いを行い、今後の中心となる経営体はどこか、そこへどうやって農地を集積するか、中心経営体以外を含めた地域農業のあり方をどうしていくかといったことを明確にしたプラン。

ふるさと・水と土指導員 (P43,44)

中山間地域において、農地や土地改良施設の持つ多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るために都市との交流活動等を企画・指導する地域のリーダーのこと。

保安林 (P41)

森林の持つ公益的な機能を発揮させるために、伐採や開発に制限を加える森林のこと。農林水産大臣または都道府県知事が「森林法」に基づいて指定する。

防疫訓練 (P31)

家畜の伝染病の発生を想定し、病原体の拡散を防止するための措置（消毒、家畜の殺処分、埋却や焼却など）や手続を実際に訓練すること。

【ま行】

三河の山里サポートデスク (P45,59)

都市部の企業やNPO、大学等、さらには個人と三河山間地域の集落とが協働した活動

や交流を進めることにより、都市部の想いを実現させるとともに、三河山間地域集落の機能維持・活性化を図ることを目的に設置された組織。

藻場（もば） (P29,43,54)

沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所のこと。海中への酸素の供給や栄養分の吸収による水質浄化機能を発揮し、魚類やエビ・カニ類の産卵・生育場所、隠れ場になるほか、藻類は貝類等のえさにもなる。

モノづくり県 (P4)

本県の製造品出荷額等は43兆6,040億円（従業者4人以上の事業所）と全国の約14.4%を占め、38年連続日本一。（平成26年工業統計調査（速報））

【や行】

有機農業 (P33)

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方法を用いて行われる農業のこと。（有機農業の推進に関する法律）

優良種苗（ゆうりょうしゅびょう） (P17)

園芸作物の中でも栄養繁殖性作物の生産振興を図るため、高度な無病性を確保した種苗のこと。

本県では、農業総合試験場から基核苗の配付を受け、(公社)愛知県園芸振興基金協会が優良種苗を生産し、各産地に供給している。

【ら行】

リスクコミュニケーション (P32)

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する

情報や意見を、行政、専門家、企業、消費者などの関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めること。

林内路網（りんないろもう）(P28)

森林内にある公道、林道、森林作業道などの総称。森林整備や木材生産を行うために継続的に用いられる道。

6次産業化(P11,12,19,44,56)

農林水産物や農山漁村に存在する土地、水などの資源を有効に活用して、農林漁業（一次産業）と、製造業（二次産業）、小売業等（三次産業）との融合を図り、農山漁村を活性化させる取組のこと。

六条潟(P16,54)

豊川河口に残る面積約360haの天然干潟のこと。毎年大量に発生するあさり稚貝は県内各地に移植され、本県のあさり生産量日本一を支えている。

【 I 】

ICT (Information and Communication Technology) (P7,11,16,19,49,50)

情報通信技術と訳され、主に、パソコン、携帯電話、スマートフォン等、フィールドセンサー（センサーを用いたほ場の環境測定機器）、監視カメラ等の機器並びにソフトウェア及びアプリケーションの総称。

IPM (Integrated Pest Management) (P33)

安定した農業生産を実現するため、病害虫を適切に防除するとともに、人の健康へのリスクと環境への負荷を軽減するための概念として国際的に提唱されたもの。病害虫の発生予察情報に基づく適時・適切な防除の推進、生物農薬や選択性の高い化学農薬の利用などの手法を適切に組み合わせ、農業者と消費者の双方にメリットのある取組として位置付けられている。

【 S 】

SNS (Social Networking Service) (P13,20,34,46,55,59,62)

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス。代表例としてTwitterやFacebook等。

【 T 】

TPP (Trans-Pacific Partnership) 協定(P5,7,12,49,52)

環太平洋パートナーシップ協定の略。オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計12か国が参加する経済連携協定。2015年10月のアトランタ閣僚会合において、大筋合意。2016年2月に参加12か国が協定に署名。

「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」

平成十六年三月二十六日 愛知県条例第三号

安全で良質な食料その他の農林水産物が確保されること、また、自然災害から守られ、緑と水に恵まれた環境の中で生活できることは、県民の安全で安心できる豊かな暮らしの基本である。

県土に降った雨は、森林と農地によって蓄えられ、やがて川を巡り、更に都市で利用されて、海へ流れる。その過程において、豊かな農林水産物が育てられ、県民の生活が支えられてきた。

また、森林及び農地は、木材や農産物の生産活動を通じて、県土の保全や水源のかん養などの機能を発揮し、自然災害から私たちを守り、海及び川とともに、緑と水の豊かな環境を作り出してきた。

安全で良質な食料その他の農林水産物を確保するには、これらの農林水産物を生産する者が主体的な役割を果たすとともに、農林水産物を消費し、又は利用する者にも、消費の改善と有効利用等により積極的な役割を果たしていくことが期待されている。

また、森林、農地、海及び川が有する多面にわたる機能からは、県民すべてが等しく利益を受けており、私たちは、それぞれの役割をもって、これらの機能を守っていく必要がある。

私たちは、同じ県土において生活する者として、このような認識を共有し、将来にわたり、安全で良質な食料その他の農林水産物が確保され、また、森林等の有する多面的機能が発揮されることにより安全で良好な生活環境が確保された食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、都市と農山漁村とが調和した愛知の持続的な発展に資するため、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民、食料等を生産する者等の役割を明らかにするとともに、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、もって県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 食料等 食料（食用に供する農林水産物をいう。）その他の農林水産物をいう。
- 二 森林等の有する多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止等の森林、農地、海及び川が有する食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

（基本理念）

第三条 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりは、次に掲げる事項が推進されることを基本理念として行われなければならない。

- 一 将来にわたって安全で良質な食料等の安定的な供給が確保され、かつ、その適切な消費及び利用が行われること。

二 将来にわたって森林等の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにより、安全で良好な県民の生活環境が確保されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、県民並びに食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体と連携を図りながら協力して、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりの推進に取り組むものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する理解を深めるとともに、食料等の消費の改善及び有効利用並びに県内産の食料等の消費及び利用を進めること等により、基本理念の実現に積極的な役割を果たすとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(食料等を生産する者等の役割)

第六条 食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体は、食料等の生産活動及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第七条 知事は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する目標及び施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(都市と農山漁村の交流等)

第八条 県は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する県民の関心と理解を深めるとともに、健康的でゆとりのある県民の生活に資するため、都市と農山漁村との間の交流の促進、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する情報の提供及び教育の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、食料等の消費の改善及び有効利用に資するため、食料等の消費及び利用に関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第九条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う食料等の消費の改善及び有効利用に資する活動並びに森林及び農地の管理に資する活動、海及び川の水質浄化に資する活動その他の森林、農地、海及び川の適正な保全に資する活動が促進されるよう、情報の

提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全で良質な食料等の持続的な生産の確保等)

第十条 県は、安全で良質な食料等の持続的な生産を確保するため、食料等の安全性の確保及び品質の改善に資する技術の開発及び普及、食料等を生産する者の経営管理能力の向上、食料等の生産基盤の整備の推進、新たに食料等の生産活動を開始しようとする者に対する生産技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保に資するため、県内産の食料等の県内外における消費及び利用の促進、食料等の流通体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(森林、農地及び漁場の適正な保全)

第十一条 県は、森林及び農地の適正な保全を図るため、林地又は農地として利用すべき土地の林業上又は農業上の利用の確保、自然災害の防止及び環境との調和に配慮した森林及び農地の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、漁場の適正な保全を図るため、海及び川の水質の保全、水産動植物の生育環境の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農山漁村における定住の促進)

第十二条 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保及び森林等の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮に資するため、農山漁村における就業機会の増大、農山漁村の生活環境の整備その他の農山漁村における定住の促進に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

「食と緑の基本計画推進会議」設置要領・構成員名簿

食と緑の基本計画推進会議設置要領

(目的)

第1 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに向けて、「食と緑の基本計画」（以下、「基本計画」という。）における諸施策の総合的、計画的な推進と県民や生産者等と一体となった取り組みを進めるため、「食と緑の基本計画推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 県が実施する施策に関すること
- (2) 県民や生産者等の取り組みに関すること
- (3) その他基本計画を推進するために必要な事項

(構成員)

第3 推進会議は15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから農林水産部長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間事業者の代表
- (3) 消費者の代表
- (4) 市民活動団体の代表
- (5) 農林漁業者の代表又は農林水産業関係団体の職員
- (6) 行政・教育機関の職員

(座長)

第4 推進会議に座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、推進会議の議長となる。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5 推進会議は、農林水産部長が招集する。

- 2 推進会議は、座長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6 推進会議の事務局は、愛知県農林水産部農林政策課内に置く。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成17年7月11日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

構成員名簿（平成27年度）

（敬称略・五十音順）

氏名	所属・職名等
石田 敬一	愛知県森林組合連合会代表理事専務
井上 庄吾	愛知県農業協同組合中央会専務理事
小川 嘉吉	愛知県農業経営士協会副会長
可知祐一郎	公益財団法人 愛知県農業振興基金理事長
柴田 智子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
○ 生源寺眞一	国立大学法人 名古屋大学 大学院生命農学研究科 生命技術科学専攻教授
新海 洋子	環境省中部環境パートナーシップオフィスチーフプロデューサー
杉田 英俊	アイシン精機株式会社 総務部さわやかふれあいセンター長
竹本 正子	豊田市立堤小学校校長
長坂 紀	愛知県土地改良事業団体連合会事務局長
野口千恵子	愛知県農村生活アドバイザー協会会長
花井 正明	日本チェーンストア協会中部支部事務局長
原田 鈴子	愛知県生活学校運動推進協議会会長
森 弘子	愛知消費者協会会長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会代表理事常務

○ 座長



運動のシンボルマーク

- 1 県内の消費者と生産者が
今まで以上にいい友関係になる
...
- 2 Eat more Aichi products
(イート モア アイチ プロダクツ)
||
もっと愛知県産品を食べよう
(利用しよう)

食と緑の基本計画^{にせんにじゅう} 2020
～食と緑が支える豊かな「あいち」をめざして～

平成28年3月策定

愛知県農林水産部農林政策課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6395 (ダイヤルイン)

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/nourin/>